

明治初期の藩札整理と新貨体制確立期についての一考察

長野 暹

目次

- 一 はじめに
- 二 追交換の状況
- 三 押印札の回収状況
- 四 各階層の動向
 - (一) 県庁首脳部の対応
 - (二) 士族層の対応
 - (三) 有力商人層の状況
 - (四) 庶民
- 五 新貨体制確立の時期について
 - (一) 旧佐賀本支藩領域について
 - 1 旧藩主層財政史料上の検討

- (1) 旧佐賀藩主鍋島家
 - (2) 旧蓮池藩主鍋島家
 - (3) 旧白石邑主鍋島家
- 2 旧御山方役家史料上の検討
- 3 商家史料上の検討
- (1) 弥 富 家
 - (2) 武 富 家
- 4 造営関係史料上の検討
- 5 娯楽興業木戸銭史料上の検討
- (二) 旧唐津藩領域について
- 旧庄屋文書上の検討
- 六 むすびにかえて

一 はじめに

明治初年の藩札整理について若干の考察をしてきた。⁽¹⁾ 政府の出す通貨政策の中で、藩札と新貨との交換は、交換価格の決定、交換業務請負者の選定、交換業務の遂行など多様な内容を伴ったが、それは旧藩領域において異なつた様相を呈していた。幕藩期の所領体制が県設置以後に大きな影響を与へていた。旧佐賀藩領域では、新貨と藩札の交換という様式で行われた。これは藩札価値が或る程度保れていたことに由来していた。一方、旧厳原藩や旧

唐津藩の領域では、藩札価値の下落によって、藩札の「買上げ」方式となり、この地域の住民は藩札発行に伴う被害を多く受けるという事態になっていた。旧大藩と旧小藩との領域では、前者が後者に比して藩札の信用度が高かったことが、新貨との交換においても住民負担の差となって現われていた。

新貨との交換は、旧藩領域によって差が出ながらも、一八七三年には一応終了した。しかし、商用などで交換期に対応できなかった者への処置や、一厘以上五銭未満札の新貨との交換という課題が残っていた。それゆえ本稿では、これらについて検討しておこう。

ところで、新貨体制が藩札の回収などによって地域社会にも構築されてゆくが、この体制の確立がいつかを検討することが肝要である。藩札と新貨との交換は、地域社会での新貨体制形成に大きな役割を果たすが、価値尺度として新貨が基軸的になる状況を説明することは、政府の通貨基盤の様相を説明することになると思われる。とりわけ旧藩期においては藩札が基本であった肥前諸藩領域では、藩札が藩割拠体制の基礎となっていただけに、藩札が回収され、新貨幣制度が導入されて、新しい価値尺度が形成されることは、割拠制が崩れ、全国的統一体制に組み込まれることであり、この変化の与えた影響が大きかったとみれる。それゆえ、新貨幣が価値尺度として確立する時期を考察することは肝要なことであろう。

注(一) 拙稿「明治初期における藩札整理政策の展開過程」〔佐賀大学経済論集〕二十三巻一号、一九九〇年、同「明治初年における藩札の一考察——肥前地域の藩札状況——」〔前掲論集二十三巻二号、一九九〇年〕、同「明治初期における佐賀藩札整理の一考察——交換比値決定の様相——」〔前掲論集二十三巻三号、一九九〇年〕、同「明治初期の肥前地域における藩札整理状況——旧佐賀藩札を中心として——」〔前掲論集二十三巻四号、一九九〇年〕、同「明治初期の佐賀県における藩札整理状況——小城藩札・厳原藩札・唐津藩札について——」〔久留米大学法学〕九・一〇合併号、一九九一年

二 追交換の状況

藩札と新貨との交換は一八七三年三月一日より四月十七日まで行われたが、旅行などで交換できなかった者への対応を必要とした。そこで佐賀県は六月一日から同三十日まで「追引替」として交換を行った。これによって藩札一三九七円八九銭が交換された。このうち五銭未満が二二八円あったが、これを再発行すべきか、また残の一六九円余は焼捨て処分にするべきかと「旧藩札追引替ニ付御届」として、一八七三年九月四日に佐賀県権令岩村通俊から大蔵省事務總裁大隈重信宛に書類を提出している。

佐賀県内の主要地で藩札と新貨との交換が行われたが、交換期間が限定されていたため、藩札所持者すべてが同期間内に交換できないでいたため、追交換が必要になった。

新貨体制への転換に伴う混乱をできるだけ少なくする上では、このような措置が欠かせなかった。この間の事情を九月四日の佐賀県から大蔵省への届けには、次のように詳細に述べている。

旧藩札追引替ニ付御届

旧藩之製造紙幣交換期限中方一主人商用等ニテ他国出張之分員数有無共不明之義有之、差付引替難申出内戸長ヨリ申立之儀等有之節ハ三十日間と欲又ハ五十日間ト欲之間ト欲之期限ヲ確ト相建猶予成シ遣、交換金之儀ハ第二常備金ヨリ繰替、追テ請取可申立候様当春紙幣寮派出官員検査權助中村義心ヨリ示談ニ付、前断他行中等ニテ期限内交換後レ之向戸長ヨリ願出之分去ル六月一日ヨリ同三十日マテ第二常備金ヲ以テ繰替交換藩札高金千三百九十七円八十九銭三厘之内五銭未満之小札淨札之分式百式拾八円八十六銭六厘丈ハ押印相済居候条、再発行可為致哉五銭以上之札并五銭以下毀損等ニテ押印不相成分千百六拾九円〇式錢七厘ハ焼捨ニ付シ可然哉相伺候条御差函被下度、依テ交換元金并諸入費共別紙御勘定帳ノ通りニ仕御下渡被下度、將亦最前相渡被置候御章九顆今度上

納仕義二候、此段旁御届仕候也

明治六年九月四日

大蔵省事務総裁

参議大隈重信殿

佐賀県權令岩村通俊

追交換は六月一日から同三十日まで実施されたが、交換額は必ずしも多くない。すでに交換が殆んど終了して、たことを示している。藩札回収が進んでいたことがここにも出ている。追交換内容は表1のようである。

追交換は一一六七円二一銭になっているが、この枚数は三万四五六枚である。佐賀県内の旧藩札のうちで、佐賀藩札が最も多く、九七八円余、交換枚数二万七七八〇枚であり、札種類では預金札よりも銀札の方が多く、預金札四〇三円余、その枚数一五八四枚に対して、銀札は五七四円、枚数二万六一九六枚である。旧佐賀藩札では銀札の回収が中心になっている。その内訳においては、銀札三分札が一万一〇七七枚交換されている。三分札は新貨四厘なので小額札である。小額札の追交換が主体になっている。これは新貨七厘以下の旧佐賀藩札の五分、三分、二分札が追交換銀札総数の六〇%に及んでいることにも出ている。追交換は旧佐賀藩札では小額札の交換が主となっていた。

旧唐津藩札の交換においても、旧佐賀藩札と類似した状況にあり、新貨八厘以下の旧藩札一匁、五分、二分半札で、総交換枚数は唐津藩札追総交換枚数六三八八枚の六〇%に達している。ここでも小額藩札の交換が中心になっている。

旧小城藩札では新貨価格で三銭一厘以上なので、佐賀藩、唐津藩に比べて高額札の発行が多いが、交換枚数は三六八枚と少ない。

追交換の内訳は以上のようなようであったが、この旧藩札は「佐賀の役」で紛失したとして報告されている。「旧藩々札

表1 藩札追交換の内容

| | | | |
|---------------------------|---------------|-------------|--|
| 合金 1,167円21銭, 此札数 34,536枚 | | | |
| 此内訳 | | | |
| 金 35円9銭4厘 | 此枚数 368枚 | 旧小城藩札ノ分 | |
| 内 | | | |
| 金2分札 17枚 | 此新貨 8円50銭 | 1枚ニ付金50銭 | |
| 金1分札 26枚 | ” 6円50銭 | ” 25銭 | |
| 金2朱札 68枚 | ” 8円50銭 | ” 12銭5厘 | |
| 金1朱札 117枚 | ” 7円25銭4厘 | ” 3銭2厘 | |
| 金半朱札 140枚 | ” 4円34銭 | ” 3銭1厘 | |
| 金 153円89銭7厘 | 此枚数 6,388枚 | 旧唐津藩札ノ分 | |
| 内 | | | |
| 20匁札 463枚 | 此新貨 43円92銭1厘 | 但1枚ニ付金16銭7厘 | |
| 10匁札 527枚 | ” 43円78銭1厘 | ” 8銭3厘 | |
| 8匁札 144枚 | ” 9円64銭8厘 | ” 6銭7厘 | |
| 6匁札 117枚 | ” 10円85銭 | ” 5銭 | |
| 4匁札 275枚 | ” 9円0銭9厘 | ” 3銭3厘 | |
| 2匁札 674枚 | ” 11円45銭8厘 | ” 1銭7厘 | |
| 1匁札 1,582枚 | ” 20円65銭6厘 | ” 8厘 | |
| 5分札 599枚 | ” 2円39銭6厘 | ” 4厘 | |
| 2分8厘札 1,109枚 | ” 2円21銭8厘 | ” 2厘 | |
| 金 978円21銭9厘 | 此枚数 27,780枚 | 旧佐賀藩札ノ分 | |
| 内 | | | |
| 金札 1,584枚 | 此新貨 403円52銭7厘 | | |
| 内 | | | |
| 2分札 394枚 | ” 837円 | 但1枚ニ付金50銭 | |
| 1分札 554枚 | ” 138円50銭 | ” 40銭5厘 | |
| 2朱札 455枚 | ” 56円87銭7厘 | ” 12銭5厘 | |
| 1朱札 181枚 | ” 11円22銭2厘 | ” 6銭2厘 | |
| 銀札 3,156枚 | 此金 372円60銭3厘 | | |
| 内 | | | |
| 20匁札 271枚 | 此新貨 72円35銭7厘 | 1枚ニ付金20銭7厘 | |
| 15匁札 287枚 | ” 57円40銭 | ” 22銭 | |
| 10匁札 780枚 | ” 104円52銭 | ” 13銭4厘 | |
| 8匁札 413枚 | ” 44円19銭1厘 | ” 10銭7厘 | |
| 5匁札 1,405枚 | ” 54円13銭5厘 | ” 6銭7厘 | |
| 銀札 23,040枚 | 此金 202円1銭9厘 | | |
| 内 | | | |
| 3匁札 838枚 | 此新貨 33円52銭 | 1枚ニ付金4銭 | |
| 2匁札 883枚 | ” 23円84銭1厘 | ” 2銭7厘 | |
| 1匁札 4,720枚 | ” 61円36銭 | ” 1銭3厘 | |
| 8分札 218枚 | ” 2円39銭8厘 | ” 1銭1厘 | |
| 5分札 5,170枚 | ” 36円19銭 | ” 7厘 | |
| 3分札 11,077枚 | ” 44円32銭8厘 | ” 4厘 | |
| 2分札 134枚 | ” 40銭2厘 | ” 3厘 | |

注, 「官省御指令簿」(明治七年十, 十一, 十二分) より作成。

追交換之分上納之義ニ付上申」として、次のように報告している。⁽²⁾

昨六年十一月十日付ヲ以進達仕候旧佐賀藩外二藩々札追交換之内再発行札ヲ除キ交換断裁之分、別紙調書之通合
金千百六拾七円式拾毫錢藩札大坂紙幣寮江可相納御指令之儀遷延相成居候中、当春暴動ニ際シ右藩札悉皆紛失相
成敵密遂穿鑿候得共退城際賊徒共焼捨申候哉一向ニ手掛リ無之仍之此段上申候

と一八七四年十月二日に県令北嶋秀朝が大蔵卿大隈重信に上申している。追交換の旧藩札は行方不明となっている。
この上申に対して同年十月二十五日に「上申之願意無余儀次第ニ付聞届候事」と承諾を与えている。⁽³⁾

一八七四年十月五日には、旧藩札でもって上納された分の報告書が県令北島秀朝から大隈大蔵卿に「旧藩紙幣ヲ
以上納之分中村検査權助受取証上納ニ付上申」と題して出されている。以下のようなのである。⁽⁴⁾

旧藩々紙幣ヲ以別紙銘書之通上納之分、検査權助中村義心巡回之頃引渡証書受取置候分合七廉七冊残書類之内ヨ
リ見出し申候間速ニ進達仕度、右廉々原由取調方遂穿鑿候得共書類更ニ見当り不申、全暴拳之際紛敷仕候義与存
候間御不都合ニハ可有之候得共、証書而已別紙之通上納仕候条此段上申候也

旧藩札でもって上納された分に関するものであるが、これは検査權助中村義心が来県した折に渡し、受取証が提
出されている。

注(1) 「官省進達」明治六年自十一月到十二月第四七八号、「諸願伺届控」明治六年第三七一号（史料は特に記さない限り、佐賀
県立図書館蔵）。

(2) 「官省御指令簿」明治七年十、十一、十二月分。

(3) 同。

(4) 同。

三 押印札の回収状況

旧藩札と新貨の交換は、一八七四年三月に行われたが、この際、一厘以上五銭未満相当の旧藩札はそれぞれの価値に応じて押印され再発行された。これは新貨発行に際して小額貨幣の鑄造が間に合わなかったことが大きく基因していた。小額貨幣の鑄造も進んだことから、押印札との交換の準備が整った。そこで佐賀県においては、押印札との交換を一八七五年一月十五日から開始することになった。この届けを同月十二日に「大藏卿へ旧藩札再発行之分交換着手ニ付御届」として、次のように報告している。

旧佐賀唐津兩藩札交換基金旧年十二月七日大坂出張出納寮ニ於テ請取済ニ付、本月十五日ヲ管内人民便宜之場所見立、六箇所ニ交換所相開、同日ヲ三十日間ヲ期限とし始業仕候、右期限内ニ悉皆卒業如何可有之哉、其景況ニ寄り延期第一ヲ始業ヲ十五日ヲ期とし、第二ヲ三十日ト相定、報告書進達可仕、仍之此段御届申上候也

明治八年一月十二日

とある。これによれば交換用基金が一八七四年十二月七日に大坂出張出納寮で下与されていること、それに基づき押印札との交換を一八七五年一月十五日から三十日間に県内六か所で開始すること、延期の必要性が出た場合は、十五日または三十日間延期するとしている。

押印札の交換が六か所で行われたことは、交換を促進させるものであったが、その場所については不明である。佐賀県では新貨が諸物価値基準になるのは、一八七三、七四年であり、旧幕藩期の兩、貫、匁での価格表示も一部では行われていたが、七四年には新貨が基軸通貨となってきた。押印札も現実には新貨での貨幣額表示になっているため、新貨流通を担う役割を果たしていた。

小額貨幣の発行が進んだことが、押印札の回収を可能にさせたが、これは名実ともに新貨体制の確立の推進をな

すものであったとみれる。

押印札交換の状況を大蔵省への報告順序から検討すると以下のようである。

一八七五年一月十三日には、「旧藩札再発行之分交換着手ニ付御届大蔵省へ正副二通⁽²⁾」とあり、押印札の交換がこの期に始まったことが知れる。二月十五日には「旧藩札交換第一報告進達⁽³⁾」として、交換に関する進達書が提出され、二月十八日には「旧藩札焼捨之内辛未年御払残之名義ヲ以七年十月十三日上納之義ニ付⁽⁴⁾」として払残札のことが進達され、三月三日には「旧佐賀唐津両藩製造押印札交換調書進達ニ付報知紙幣寮へ尙通、但旧^{唐津佐賀}藩押印札交換第二報告書尙通添江⁽⁵⁾」とあり、押印札交換の状況について報告書が提出されている。三月二十九日には第三報告書が出されていることから、押印札の交換が進められ、それが書類にまとめられていることが窺える。五月二日には「押印札交換済ニ付申牒紙幣寮へ正副二通⁽⁶⁾」とあり、押印札の交換が終了し、それが報告され、翌三日には「押印札交換元金残返納ニ付添書紙幣寮へ一通⁽⁷⁾」とあり、交換用に政府から支給された新貨で交換残りの分の返済に関する書類が提出されている。これからすれば、押印札の交換について、佐賀県からは大蔵省へ逐次報告されていることが窺える。

押印札の交換で、藩札に代って政府貨幣が通貨として流通するための基盤がつくられ、旧藩札は貨幣市場から姿を消すこととなった。押印札は小額貨幣であったため、流通手段として欠かせないものであったが、交換後は政府通貨が基軸となり、佐賀県内でも、流通手段としては政府通貨が主軸になった。

押印札は小額貨幣であったことから、庶民の日常生活では欠かせないものだったが、これが新貨と交換されるようになったのは、それだけ新貨体制が地域でも確立することを意味していた。新貨が基軸通貨として流通する体制が押印札の回収によって整えられることになった。

一八七五年二月十五日には、押印札の交換について、次のように政府に報告している⁽⁸⁾。

旧藩札^(マ)更換第一報告進達ニ付上申

当県下旧藩々製造紙幣交換兼而御届申上置候通第一月十五日管内五ヶ所ニ更換所相開兌換着手、同月二十九日迄十五日間之交換札并收入札共別紙報告書面之通ニ有之候、此段上申仕候也

明治八年二月十五日

大蔵卿宛

佐賀県令北嶋秀朝

とある。押印札の交換が一月十五日から二十九日までの十五日間にわたって行われたことが報告されている。小額貨幣製造の進展によつて、押印札の回収が可能になったが、佐賀県では五か所で回収が開始されたことが出ている。当初予定されていた交換期間一月十五日から二十九日に引き続き、更に十五日間行われたことが、次のように記されている。⁽⁹⁾

旧佐賀唐津兩藩製造押印札交換調書進達ニ付報知

当県所轄旧佐賀唐津兩藩製造押印札交換調書着手より十五日間之分、最前及御報知置候処、其後一月三十日より二月十三日迄十五日間交換高差引調別冊之通ニ候条及御報知候也

明治八年三月三日

佐賀県令北嶋秀朝

紙幣頭得能良介殿

とあり、一月三十日から二月十三日まで十五日間に交換が行われた旨が報告がなされている。三〇日間にわたつて交換が行われたことが記されている。押印札は膨大であり、短期間に新貨と交換できるものでなく、一月間にわたつて交換業務が行われている。しかし、これでも間に合わなかつたようである。五日間の交換業務の延長を願ひ出ている。⁽¹⁰⁾ 交換業務の複雑さが延長を余儀なくさせている。

御達按

各大区戸長正副戸長村長

旧藩々銀札交換之義本月十三日限候へ共、尚又十四日より十八日迄五日間延期候旨相達候処、銀札通用之義も同様相心得候者も有之由、右ハ全之交換ニ而漏口不相成様出格之論議ヲ以延期候義ニ付、銀札通用ハ本月十三日限り、同交換ハ十八日限り旨可相心得此段更ニ相達候条無洩可触示候事

八年二月十二日

旧藩札の交換は二月十三日までとしていたが、それを五日間日延べするとし、また、旧藩札の通用は二月十三日限りであることの徹底を各大区内の正副戸長と村長に命じている。戸長や村長が藩札交換で管内の人々への伝達などの任務を帯びており、戸長制が積極的に活用されているとみれる。旧藩札の交換には戸長制の活用において進展がはかられていたと考えられ、区戸長制が運用されていることが窺える。三月二十九日には交換業務の報告をしている。

押印札交換之儀ニ付御届

当県所轄旧佐賀唐津兩藩押印札交換之儀一月十五日ヨリ三十日間管内適宜之場所六ヶ処ニテ交換云々同月十二日付ヲ以御届仕置候末再度及御報知候処、實際ノ景況ニ寄り更ニ尠ケ所交換処相設都合七ヶ処ニ而交換尚二月十四日迄同十八日迄五日間延期致シ卒業迄ノ交換札并租稅收入札共其他之分ハ別図之通ニ有之候、且又真札ニシテ押印贋造并無押印札等多数有之、即今取調中ニ付不日可及御報知候、此段申牒候也

明治八年三月廿九日

佐賀県令北島秀朝

紙幣頭得能良介殿

とあり、⁽¹⁾交換期間を延期し、交換場所も一か所増加して七か所とし、押印札の整理を行つてゐる旨を報告している。押印札が膨大であつたために、当初の交換期間を延長せざるをえなくなつてゐる。小額藩札が庶民の日常生活で

基軸的な役割を果していただけに、交換は多くの手間を要していた。

押印札の交換によつて小額藩札も回収されたが、庶民の日常生活に必要な小額貨幣は不足していたようである。通貨不足の状況が出ている。「第一大区小区江藩札交換後難渋之由ニ付銅貨へ引換竝ニ達」が出されている。

押印札は一厘以上五銭未満の小額札であつたが、新貨との交換においては、同額新貨との交換でなく、まとめた金額での交換も行われたとみれることから、小額貨幣の不足という事態を生じさせている。このことは旧藩期においては、藩札が基軸的役割を演じていたことを示すものである。藩領域内では幕府通貨よりも藩札が主要な役割を演じていたことは、通貨の面で藩割拠の体制を支える役割も果たしていた。佐賀藩ではとりわけ藩札が割拠の貨幣面での役割を演じていた。新貨と押印札の交換で小額貨幣が不足してきたことは、その事態を象徴的に表わしていた。日常生活に影響する事態になつてきたことは、次のような動きに出ている。¹²⁾

第一大区一小区江藩札交換後難渋之由ニ付銅貨へ引換竝ニ達

先般旧藩々札悉皆交換相成候処銅錢不足ニテ日用賣買上ニ於テ致迷惑候趣相聞候、今般本庄町伊丹文右衛門宅ニ於テ出格之譯ヲ以県庁在来之銅貨三千八百円分錢兩替右金額ニ満ル迄差許候条、各勝手ニ引換可申出尤老戸ニ付金五円迄ヲ限り引換可致同人人数度引換申出候儀ハ不相成、且亦右引換取扱候者手数料として引換高之百分之二則老戸ニ付式錢可差出此段令揭示候事

八年三月廿日

北島県令

銅錢不足で日常の売買にも支障が出ており、このために、県庁にある銅貨三八〇〇円を錢兩替用に出すとしている。この場合、交換場所は伊丹文右衛門宅であり、交換限度額は一戸五円まで、その手数料は交換額の二%となっている。伊丹文右衛門は小野組の閉店後に佐賀県庁の官金取扱人となつていた。このような関係から銅貨交換が伊丹文右衛門宅で行われるようになったとみなされる。

押印札の交換に要した経費については、五月二日に経費の下付を次のように願ひ出ている。

押印札交換済ニ付申牒

当県所轄旧佐賀唐津両藩製造押印札交換相済、右員額諸入費共別冊調書之通ニ有之候、残金五千四百七円六拾貳錢四厘ハ御寮大坂出張所江明後四日差立致返納候、此内長崎県ニ而租税其他收入三分大坂第一国立銀行へ預ヶ置候、旧佐賀藩札八百式拾四円式拾貳錢八厘同県より直々上納ニ相立候段懸合越各種内譯等前段調簿四江掲載致置候条御引合相成度、且亦元金大坂方県地迄運送并検査糊封手数料等之諸入費金式千九拾円三拾九錢六厘御下渡相成度、此段申牒候也

明治八年五月二日

佐賀県令北嶋秀朝

紙幣頭当

とあり、押印札の交換が終了したことの報告と手数料などの下付を願ひ出ている。この願ひに対しては、七月二十九日に大藏卿大隈重信名で「上申之通交換入費金式千九拾円三拾九錢六厘下渡候事」と通達している。

明治八年三月に押印札の新貨との交換が行われたが、中には交換洩れになったものもあつた。元来は交換終了後は押印札などは通用できないと通達されていたが、未交換の分が必ずしも少なくなることから、佐賀県は紙幣寮へ一八七五年五月三日に「期限内交換洩藩札之儀ニ付伺」と題する次のような伺書を提出した。

管内旧藩札交換満期後尚洩落懸念仕候ヨリ延期交換之末数日ヲ経追及ニ彼是之事情ヲ申立追交換願出候者数人有之、右ハ再三之布達ヲ窮場ニ相心得候ヨリ期内ニ不願出儀ニ付、所持札ハ盡ク取上置候得共右ハ如何処分可仕哉、此段相伺申候也

明治八年五月三日

紙幣頭得能良介殿

令北島秀朝代理
佐賀県参事野村維章（印）

未交換札所持者の取り扱いであるが、文中には数人とあるが、処理方を伺い出た背景には、未交換者が多くあつたことを推測させる。この伺いに対して、政府は大蔵卿大隈重信名で明治八年五月十四日に、次のように指令した。¹⁵
伺之趣ハ交換期限内不差出分多数有之期限後差出候共可為廢物旨兼而相達置候儀ニハ候得共、小民心得違之もの有之候而ハ不都合ニ付、特別之譯ヲ以殘札所持之分ハ六月十五日迄ニ交換可取計、就而者区戸長於テ尚有無所持之ものハ姓名取糺、右日限中交換可致、期限後尚殘額有之候共散布無之もの与見做候条、若引換差出日何様情実申出候共、断然可為廢物旨兼テ達置無遺漏様注意交換可致事

とある。特別の許可として六月十五日まで交換することを指示している。区戸長が未交換者の調査を行うことを命じている。交換に際しては、区戸長が管内の人々に伝達などの業務を行ったことが、ここからも窺える。これよりすると、藩札交換には区戸長がかなりの役割を演じていることが知れる。行政体制が藩札回収で活用されている。押印札の交換洩れの分については、一八七五年六月二日から十五日までに行われた。この交換に関する報告を同年九月二十五日に佐賀県は紙幣頭得能良介に次のように報告した。¹⁶

旧藩押印札追交換済ニ付申牒

当県所轄旧佐賀唐津兩藩製造紙幣之内、五錢未滿押印札当春交換遺之分御指令ニ寄り本年六月二日方同十五日迄追々交換相済、右員額并真札ニメ押印廢造及無押印札且前年交換洩之五錢以上廢札等最前交換中持參之分其惣計別冊調書之通りニ有之候、此段申牒候也

八年九月廿五日

佐賀県令北嶋秀朝

紙幣寮得能良介殿

とあり、追交換を行った旨を報告している。なお、この折に、無押印札、交換洩れ五錢以上札の処理も行われている。

追交換洩れの札の交換も一八八一年六月十五日に終了しているが、それに要した経費の下付を次のように申請している。⁽¹⁸⁾

旧藩押印札追交換金御下渡願

一金千四円拾五銭五厘

右者佐賀唐津兩藩製造押印札当春交換遺漏之分、六月中追交換高元金已ニ返納後ニ付御指令之通本行之金額予備金ヲ以操替置候条、御下渡有之度相願候也

八年九月廿五日

佐賀県令北嶋秀朝

紙幣頭得能良介殿

一〇〇四円一五銭五厘の押交換金を予備金で支給していたので、この金額の下付を願ひ出ている。元金返納後のため、押交換洩れ札の交換金は予備金から支出されていたための措置である。

交換洩れ札の処理もなされたことから、藩札処分は完了している。この点で一八七五年には、佐賀県は新貨体制が進展したと指摘できるのであろう。

押印札交換においては、一八七五年一月十五日から二月十八日までの交換では藩札七八万四一七九枚、新貨一四万九六一六円七五銭八厘が、また、同年六月二日から同月十五日までの追加押印札交換では藩札八万八四五〇枚、新貨一〇〇四円一五銭五厘の回収であった。⁽¹⁹⁾ これゆえ押印札は七九三万七八九五枚、一五万二八二〇円八一銭三厘と膨大な枚数の回収となっている。

なお、この藩札のうち七八九万二六二九枚の内訳をみれば、表2のようである。

一月十五日から二月十八日までに回収された押印札は七八万四一七九枚、六月二日から同月十五日までの分は八万八四五〇枚である。殆んどが一月十五日から二月十八日の交換期間内に交換されている。膨大な押印札が新貨

表2 押印札内訳

| 銀銭札 7,892,629枚 | | 但、眞札ニシテ押印廢札、無押印札、5銭以上廢札ノ分ヲ除ク | |
|----------------|------------|------------------------------|---------|
| 旧佐賀藩札 | | 旧唐津藩札 | |
| 銀3匁 (= 4銭) 札 | 1,637,335枚 | 銭4匁 (= 3銭3厘) 札 | 16,731枚 |
| 銀2匁 (= 2銭7厘) 札 | 1,131,890枚 | 銭2匁 (= 1銭7厘) 札 | 48,978枚 |
| 銀1匁 (= 1銭3厘) 札 | 1,847,352枚 | 銭1匁 (= 8厘) 札 | 34,810枚 |
| 銀5分 (= 7厘) 札 | 1,685,619枚 | 銭5分 (= 4厘) 札 | 3,674枚 |
| 銀3分 (= 4厘) 札 | 890,700枚 | 銭2分5厘 (= 2厘) 札 | 5,107枚 |

注、「八年官省進達七」より作成。

との交換によって回収されているが、七八九万余枚のうち、唐津藩札は一〇万余枚余なので、殆んどは佐賀藩札である。押印札が小額札であったことから、旧佐賀藩においては、藩札が基軸通貨として機能していたことが窺える。

回収された押印札は、種類ごとに区分され梱包されて紙幣寮に運送された。その様相をみると表2のようである。

一八七五年一月十五日から二月十八日までの押印札回収七九三万枚余の梱包状況が出ている。佐賀藩では銀三匁Ⅱ四銭札が二万四千枚を一梱包としたものが六七箇つくられている。銀二匁Ⅱ二銭札が六三箇、銀一匁Ⅱ一銭三厘札が七六箇、銀五分Ⅱ七厘札が六九箇と多量の押印札が種別ごとにまとめられている。唐津藩札は銭四匁Ⅱ三銭三厘札が三万二千枚包一箇、銭二匁Ⅱ一銭七厘札が二箇、銭一匁Ⅱ八厘札が四箇と佐賀藩札に比べると少ないが、これも押印札種ごとに区分され梱包されている。

一八七五年六月二日から十五日までの押印札追交換の分も種別化され梱包されているが、回収枚数が少ないだけに、梱包数も四箇にすぎない。

七九三万七八九枚の押印札が七島表包の梱包で三二三箇にまとめられ、運送されている。

回収された押印札は富商深川嘉一郎所有の蒸気船で長崎まで運送し、それより三菱会社船で紙幣寮に送られている。このことを佐賀県権令北島秀朝は紙幣頭得能良介に十月二十五日に次のように報告している。²⁰⁾

明治初期の藩札整理と新貨体制確立期についての一考察

表3 旧藩札積込状況

| 旧佐賀藩 旧唐津藩札 | | 旧唐津藩 | |
|--|----------------|---------------------|--------------|
| 1. 銀錢札 7,824,179枚 此新貨 149,616円75銭8厘 | | 8年1月15日ヨリ2月18日追交換ノ分 | |
| 旧佐賀藩 | | 旧唐津藩 | |
| 銀3匁即 4銭 札 24,000枚包 | 荷札記号廿ノ三 67箇 | 錢4匁即 札 32,000枚包 | 同力ノ四 1箇 |
| 同 19,627枚包 | 同廿ノ三端 1箇 | 錢4匁3即 札 16,000枚 | 同力ノ四二 1箇 |
| 銀二匁即 2銭 札 24,000枚包 | 同廿ノ二 63箇 | 錢3厘 札 16,000枚 | |
| 同 13,935枚包 | 同廿ノ二端 1箇 | 錢2匁即 札 32,000枚包 | 同力ノ二 2箇 |
| 銀1匁即 1銭3厘 札 24,000枚包 | 同廿ノ一 76箇 | 錢1匁即 札 32,000枚包 | 同力ノ一 4箇 |
| 同 12,421枚包 | 廿ノ一端 1箇 | 錢4匁即 札 4,243枚 | 同力ノ端 1箇 |
| 銀5分即 7厘 札 24,000枚包 | 同廿ノ五 69箇 | 3銭3厘 札 1,208枚 | |
| 同 18,727枚包 | 同廿ノ五端 1箇 | 錢1匁即 札 663枚 | |
| 銀3分即 4厘 札 30,000枚包 | 同廿ノ四 29箇 | 8厘 札 3,556枚 | |
| 同 18,700枚包 | 同廿ノ四端 1箇 | 錢2分5厘即 札 5,014枚 | |
| 旧佐賀藩 旧唐津藩札 | | 旧唐津藩 | |
| 1. 銀錢枚 88,450枚 此新貨 1,004円5銭5厘 | | 8年6月2日ヨリ同月15日迄追交換ノ分 | |
| 内 | | 旧唐津藩 | |
| 銀2匁即 2銭7厘 札 5,955枚 | 同廿ノ追二一 1箇 | 錢4匁即 札 731枚 | 同廿力ノ追端 1箇 |
| 銀1匁即 1銭3厘 札 18,000枚 | | 錢3厘 札 978枚 | |
| 銀3匁即 4銭 札 9,665枚 | 錢1匁即 札 2,197枚 | | |
| 銀1匁即 1銭3厘 札 731枚 | 8厘 札 78枚 | | |
| 銀5分即 7厘 札 10,892枚 | 錢2分5厘即 札 153枚 | | |
| | 同廿ノ追三一五四 1箇 | 即2厘 札 | |

| | |
|--|---|
| 銀3分即札 16,870枚 4厘 旧唐津藩 錢4匁即札 731枚 3錢3厘 錢2匁即札 978枚 1錢7厘 錢1匁即札 2,197枚 8厘 錢5分即札 78枚 4厘 錢2分5厘即札 153枚 1厘 | 同廿力ノ追端 1箇 |
| 1. 金銀錢札 45,266枚 | 旧佐賀・小城・唐津藩札 真札ニシテ押印廢并無押印札附5錢以上 廢札ノ分 |
| 惣計 金銀錢札 7,937,895枚 此七島表包 323箇 | |

注、「八年官省進達七」より作成。

右之通旧藩造五錢未滿押印札交換之分并廢札類悉皆昨廿四日当管下佐賀郡第一大区一小区道祖元町深川嘉一郎所持之川蒸氣船金花丸江積入、長崎港迄夫ヨリ三菱会社郵便ニテ送致候条、到達次第御照合御領収有之度、此段及御報知候也

八年十月廿五日

佐賀県令北島秀朝

紙幣頭得能良介殿

押印札は焼捨でなくて紙幣寮への運送になっている。このようにして押印札の回収も終了している。膨大な押印札が新貨と交換され回収されたことから、新貨が名実ともに貨幣として機能する体制が強化され、佐賀県は新しい段階に入った。

押印札の回収によって、佐賀県内の藩札の回収は終了しているが、膨大な押印札数からして、旧佐賀藩では基軸通貨が藩札であったことが窺える。それだけに貨幣制度の統一では、藩札の回収が欠かせない要件であったことが知られる。これは明治初年に発行した太政官札が流通せず、基軸通貨たりえなかつたことでもあった。

太政官札、民部省札の回収も佐賀県では一八七五年五月

十二日から十月三十一日までに行われたが、交換に要した費用は七一円余であり、藩札交換手数料に比べて僅かである。太政官札、民部省札の回収に関して、佐賀県令北島秀朝は、次のように紙幣頭得能良介に報告している。⁽²¹⁾

官省札并兌換証券交換済ニ付申牒

官省札并兌換証券本年五月と十月三十一日迄交換其他租税収入納札并ニ諸入費等別冊調書之通ニ有之候、諸費金七百拾壹円貳拾貳錢六厘予備金も繰替支払置候条、別途御下渡有之度、此段申牒候也

八年十一月九日

佐賀県令北島季朝

紙幣頭得能良介殿

とあり、太政官札、民部省札、兌換証券の回収が行われた旨を記している。

「八年五月十二日と交換之内壹円以下再御達ニ依り消印済之分」とされた太政官札と民部省札は金額が七万四七六七円八七錢五厘、枚数は二〇万五九一五枚である。⁽²²⁾ 押印札が七九三万枚余流通していたことからすれば、太政官札、民部省札は微々たるものである。このことからして太政官札、民部省札は殆んど佐賀県内では流通していなかつたとみれる。藩札が基軸通貨であつた。

藩札の回収が終了したことは、新貨体制が佐賀県でも進展したことを意味する。押印札の交換は一八七五年一月から二月までであるが、これは一八七三年に押印された藩札であることからすれば、五錢以上の藩札と五錢以下一厘未満札の押印が行われた一八七三年が佐賀県では新貨体制の新たな段階であつたが、押印札の回収はこの体制を確定さす作用を著しく進めたと位置づけられよう。

押印札は膨大であつた。それは押印札が一厘以上五錢未満の小額貨幣であつただけに、藩札が基軸的役割を演じていたことを示すものであつた。とりわけ佐賀藩では藩札の役割が大きかつたことが押印札の状況から窺われる。

押印札の交換によつて、名実ともに新貨体制が確定する物質的基礎地が形成された。とりわけ藩札が基軸的役割

を演じていた佐賀藩では、新貨体制への転換は大きな変化であった。明治六年三月一日から四月十七日における藩札と新貨との交換及び今度の押印札の回収は、明治国家の貨幣的基盤が佐賀県においても培われたことを示すものである。藩札の回収は明治国家の欠かせない課題であったことが、佐賀県の状況においても出ていた。

(注) (1) 「八年官省進達」第十五号。

(2) 「官省進達」明治八年一月ヨリ六月迄。

(3) 同。

(4) 同。

(5) 同。

(6) 同。

(7) 同。

(8) 「八年官省進達」第二百二十八号。

(9) 「八年官省進達」二番外三十七号。

(10) 同。

(11) 「八年官省進達」二百五十一号。

(12) 「八年官省進達」三。

(13) 「八年官省進達」第三百廿六号、「八年御指令原書」。

(14) 同。

(15) 「八年官省進達」第三百廿八号、「八年御指令原書」第三百廿八号。

(16) 同。

(17) 「八年官省進達」第七百九十五号。

(18) 同右、第七百九十二号。

(19) 同右、第七百九十五号。

(20) 同右、第七百九十七号。

(21) 同右、第八百五十三号。

(22) 同右、第八百六十二号。

四 各階層の動向

(一) 県庁首脳部の対応

廃藩置県によつて肥前地域は旧藩領域に県が設けられ、佐賀県・小城県・蓮池県・鹿島県・厳原県となつたが、一八七一年九月には佐賀県と厳原本県・伊万里県とが合併して伊万里県になり、同年十一月十日には、小城県・蓮池県・鹿島県・唐津県と厳原県田代・浜崎及び旧幕領地も伊万里県に合併した。更に七二年五月二十九日には佐賀県と改称され、県庁も佐賀に移つた。藩札整理が一段落する七五年までは佐賀県として存続した。このような変遷から県政が実態化し始めるのは七二年五月以降とみれる。

佐賀県は難治県とされ、旧佐賀藩士族が県庁職籍を独占したが、政府の出す指令に対しては、その執行を拒否する態度でなかつた。征韓派が実権を握つた段階においても改革は実施されて⁽¹⁾いた。藩札整理についても、これまでみてきたように、報告書提出の遅延などがあつても、政府の指令に沿つた方向で処理されて⁽¹⁾いた。薩長の藩閥体制には激しい批判を行いながらも、改革を推進することによつて、薩長に対抗する基盤を形成しようとした佐賀士族層の動きからすれば、藩札整理を拒否する姿勢ではなかつた。紙幣寮派遣官吏の来県においても受け入れと指示への従応がみられた。

町村で藩札整理政策を伝達する役割を荷つた副戸長や惣代人の動向の検討が、行政体の動きということからすれば肝要であるけれど、この点については目下の所不明である。後日の検討課題である。

(二) 士族層の対応

旧佐賀藩領域においては、廃藩置県によつて封建的領有制が解体したことに對して、旧武士層の結束を直指して「団」または「團結」と呼ばれる組織が旧上級家臣の知行領域を単位にして結成された。「佐賀の役」では、この團結が武力集團として行動した。この点からすると團結の藩札問題に對する動きを検討することが求められるが、團結の藩札問題の動向についても目下は明らかにしえない。

士族層の集團的な動きは不明であるが、個別的な事例からみれば、比較的政府の政策に順応していったとみれる。旧藩期上級家臣の白石鍋島家についてみれば、藩札と新貨との交換には期日通りに対応している。一八七三年四月に同家の藩札整理について、次のような記録がある。⁽²⁾

記

此内各分札壹枚入テ

一 銀札三拾九錢五厘七毛

右者 円札引替之節切捨り

一金六円七拾六錢六厘

右者 損札拾四円七拾六錢六厘ニ而円札八円買入欠金

右之通行居候、以上

第四月

犬塚昌徳様

〆金七円拾六錢壹厘七毛

一八七三年四月は藩札と新貨との交換が行われた月であるが、銀札三九錢五厘七毛が円札と引き換えの折に切り捨てとなつたとあり、また損耗札が一四円七六錢六厘あつた旨が記されている。交換によつて出た事情が報告され

榎 為六

ている。

同家記録のなかで、一八七四年一月とみれる史料には次のように記されている。⁽³⁾

記

一金九拾三円三拾銭

右者六拾八匁替銀札ニ而九百三拾三円金札ト引替相成候付老割之欠金

一同三拾円

右者榎明次江拜借金三百円被差出候砌、六拾八匁替銀札ニ而被相渡候付一割之増金

右廉之書載之通勘定入可被相成候、以上

第一月

副嶋明郎

成富信中

成富正順

犬塚昌徳殿

〆金百弍拾三円三拾銭

佐賀藩では明治初年の銀札六八匁が金一兩の相場だったが、新貨との交換では政府によって銀札七四匁八分を金一円と設定された。一〇%の切り下げであったが、このことが出ている。六八匁換えの銀札九三円三〇銭を新貨と引換えたので一割の欠金になると計算している。また拝借金三〇円を出しているが、これは六八匁換えの銀札なので一割の増金になるとしている。いずれも銀札と新貨との交換に伴なって生じたことが記されている。政府設定の交換比価を基にしている。

白石鍋島家の動きなどからして、士族層は藩札整理については、政府と県の政策に応じて行動したと考えられる。

(三) 有力商人層の状況

一八七二年十一月一日から同年十二月一日までの期間に小額の損耗藩札と新貨との交換が行われたが、この折の交換業務に携った商人は、佐賀旧城下町や伊万里などの有力商人であった。中元辰一郎、内野伊三郎、亀川八兵衛、光武徳次郎、松尾嘉十、中元寺伊吉郎、小田庄藏、松尾貞吉などであった。このうち松尾貞吉についてみると、以下のようである。

一八七一年十一月に松尾貞吉は伊万里県掛屋に任命され、七三年十一月まで勤めている。これは小野組が肥前地域に進出に当って佐賀県為替方の業務を扱い、それが進出に大きな作用をもたらしたが、この小野組の手代に松尾貞吉がなったことによる。次のように記されている。⁽¹⁾

小野組名代奥野信造義兼而為替方申付、東京其他県下出納之上下金銀為取扱候処、当県貫属卒掛屋渡世松尾貞吉ト諸事折合せ当分小野組手代代り申談候趣別紙写之通り信造ヨリ届出、則貞吉江石代雑税ヲ初メ一二常備金等為替方為取扱候間御聞置被下度、此段御届候也

とあり、松尾貞吉が掛屋であり、小野組の手代として為替方の業務を担当したことを記している。伊万里の有力商人が交換業務に動員され、政府の政策を推進する役割を果たしている。押印札を運輸した深川嘉一郎については、次のようにある。

深川嘉一郎は明治五年の蒸気船調査の折に次のように報告している。⁽²⁾

英国千八百六十年造蒸気船 天幸丸

長十五間、幅式間半、馬力二十五、走力八里、帆柱二本、積高五十八噸

右去夏於長崎修覆相整重ニ長崎航海仕度

当時佐賀海ニ相困候、以上

明治五年申年九月

深川嘉一郎
田上徳十郎

積高五八トンの蒸気船を田上徳十郎と共有で所持している。長崎航路の海運をつかさどっていた。海運業ということから、深川嘉一郎は藩札運輸に携わり、藩札整理に対応している。

押印札の追交換は伊丹文右衛門宅で行ったが、伊丹文右衛門は米穀取引などでは佐賀の代表的商人であった。明治六年に伊丹文右衛門は弥富元右衛門、深川嘉一郎ら八名と連名で明治六年に貢米石代買請願を出している。これと共に「米穀商社通済社規則案」を提出しており、幅広い米穀取扱人であった。

伊丹文右衛門宅が追押印交換の場所になったことは、有力商人を積極的に活用しようとしたことによるが、伊丹文右衛門もこの業務に従事することによって、商圏の拡大を計ったものとみれる。

有力商人層は、藩札回収に協力することによって、商業活動の基盤を強めるようになる。これは有力商人層が政府が進める政策の担い手にもなったことであり、これによって、政府は商業的な支えを得たことになる。

政府は政策を推進するにおいて、県官僚だけでなく幅多い階層を必要としたが、藩札の回収においては、地域の有力商人が活用されていることは、政権の基盤を固める役割を果たしたことになる。手数料収入も商人の活動を進める内容となっていた。これは有力商人層が政府に組織化されつつあることを示すものであり、統一国家体制の形成を促進させるものになっていた。

(四) 庶民

藩札の新貨との交換で多くの影響を受けたのは庶民であった。とりわけ旧藩期には藩札が基本であった旧佐賀藩領域においては、小額札が日常生活に用いられていたことから、新貨との交換では一八七五年の押印札の交換で多くの影響が出ていた。小額貨幣の不足が交換によって生じ、庶民生活に支障が出たことから県庁は政府に小額貨幣

の支給を願ひ出たほどであつた。

一厘以上五銭未満相当の小額藩札は、一八七三年三月から四月の新貨との交換時には押印で済まされたので、庶民は、押印という事態において中央政府の政策に組み込まれた。庶民にとつては通貨面から政權の変化を認識させられたことになる。廃藩による中央集権体制の形成を庶民に実感をもつて認識させたのは、藩札と新貨との交換であつた。新貨体制下に庶民は組み込まれていった。日常生活に欠かせない貨幣が新しい単位になつたことは、日々に庶民に新政權の存在を意識づけるものとなる。新貨体制への轉換を重くみるゆえんがここにある。

廃藩それは士族層にとつては領有權の解体ということから重要な出来事であつたが、庶民にとつては、士族層ほどには廃藩から受ける衝撃は大きくなかつたであらう。大区小区制の実施も行政体制の變化であつて、日常生活に根本的影響を及ぼすものでない。これらの變化に対して、新貨体制の變化は日常生活における価値尺度の轉換であり、意識變革を迫られるものであつたとみれる。庶民にとつて幕藩体制は新貨体制の確立によつて終焉する。

地租改正も新貨体制の進展なしには行えない。地価が基準になることは、新貨体制の確定が前提である。この点からしても、新貨体制の確立は大きな課題であつた。そこで以下佐賀県内の新貨体制進展の様相を検討することにしてしよう。

注(1) 堤啓次郎「明治初期における地方支配の形成と士族反乱」(1)~(4)西南学院大学「文理論叢」二二卷二号、二三卷一号、二二号、西南学院大学「国際文化論集」一卷二号)参照。

(2) 白石鍋島家文書。

(3) 同。

(4) 「官省進達」明治五年自六月到八月、第百一号。なお、深川栄治「佐賀藩掛屋と藩札交換」(百田米美編「図説佐賀藩の藩札」九州貨幣史学会、一九八三年所収)参照。

(5) 同右、明治五年自七月到十一月。

(6) 「諸願伺書控」明治六年。
(7) 同。

五 新貨体制確立の時期について

藩札の回収について検討してきた。五錢以上札の新貨との交換、一厘以上五錢未満札の押印は一八七三年三月一日から四月十七日に行われ、押印札の回収は一八七五年一月十五日から二月十八日に実施された。これによつて藩札は回収され、新貨が流通手段として機能する体制が佐賀県内でも生み出されたが、この新貨体制が確定していく状況について考察しておこう。これは円、錢、厘（以下、円単位と略称）を基軸とする価値尺度体制の形成問題であり、両や貫匁単位の消滅過程の究明でもある。

(一) 旧佐賀本支藩領域について

1 旧藩主層財政史料上の検討

(1) 旧佐賀藩主鍋島家

旧佐賀本藩鍋島家の家計史料から考察しておこう。一八七二年二月の「永代御貸附金渡方帳」には、一八七二年三月に二〇〇兩の永代貸付が行われており、その確認が七三年十月に済まされている。この永代貸付は兩建てで行われている。記述内容は次のようである。

金貳百兩

石井小源太

馬渡千三郎

右者為御褒美書載之通永代御貸被下候ニ付渡方相整候様之事

申三月

合金四百兩

百崎東平

田代十郎

右帳内之儀存候也

酉十月

深川亮藏

一八七二年三月段階では兩建の記載であり、まだ旧幕藩期の通貨単位が通用している。同じ年の「諸修理入具帳」、「諸出切金渡方帳」も同じようである。

幕藩期の通貨が使用されているため、それが価値尺度となり、また流通手段及び支払手段として機能していた。この点からすると、一八七二年時はまだ幕藩的貨幣流通の時期であつたとみなすことができる。

一八七二年八月の「仮金銀出納帳」で最も新しい日付の記述は、次のようにある。

西四月十六日
一金四千四百四拾四兩九合五均四札五才

右者大坂残米売捌代坂本経三持帰り前

同
一同百兩

右者石井忠兵衛拜借金元入

同
一同六兩八合六均六札七才

右者申八月廿六日と酉四月十五日迄貳百六円分

貸付金において一八七三年四月段階では兩建で行われていることが出ている。

一八七四年八月二十六日の日付がある「為換現金納」では

百武斎蔵

一金百円

右者先月十一日日付ニ而交換手形最前差越置候処到着不致趣ニ付、未現金御渡方無之候ハ、当節上京ノ内b
御出方之事

中牟田貞之助

一同五百円

(中略)

差引

残金五百八円

右者当節現金を以上金前

明治七年戌八月廿六日

出納掛

とあり、円単位になっている。一八七四年八月期には円計算である。

一八七二年十月より翌七三年十二月までにかけての「間金請払目安」には、次のようにある。⁽¹⁾

正字小判壹枚
一金三万五千貳百六拾貳円貳拾七錢三厘貳毛

右者跡役よ里引送前請込

一金七百八拾六円八拾七錢三厘四毛

右者申從十月酉十二月迄精練所御益金役々月俸其外差引残本文之員数御取納前

(中略)

正字小判壹枚

金四万六千四百拾三円貳拾錢九厘九毛

内

正字小判壹枚

金四万六千四百拾三円貳拾錢九厘九毛

右者現金且又帳面を以次年引送まへ

以上

戊五月

小野栄四郎

中嶋方昭

田中清輔

とあり、円貨単位となっており、一八七四年に確認がなされている。これからすると一八七四年五月には円建てで計
算されたとみれる。

一八七三年十月から翌七四年十二月までの会計を記した「司庫金銀出納総計目安」には、次のようにある。⁽⁵⁾
但大藏省押借金拾万圓、開拓使押借金拾万圓、預り金白銀七枚金貳万三千三百拾四七拾三錢四厘入テ

一金四拾貳万五千三百拾壹円六拾貳錢三厘七毛

一白銀七枚

一金地金量目六匁四分

一銀地金目壹貫七百拾貳匁四分

一純金目貳分

一純銀目方五拾八匁

右者跡役方引送前請込

(中略)

金六拾壹万九百四拾三円八拾七錢三厘七毛

内

金三万貳千五百六拾五円六拾錢五厘

右者申從十月西十二月迄上々様御造料其外月計出方前

同五百五拾円

右者永田丁壹丁目三番地所御取入代金出方前

(後略)

とあり、鍋島家の家計の算用において新貨単位でなされている。この家計書類がいつ作成されたかは決算月日の記載がないので不明だが、大蔵省、開拓使の拝借金の計上などからして一八七四年ごろとみれる。史料作成当初から新貨単位で各費目が構成されたとみれる。それから鍋島家では、一八七三年、七四年には、新貨単位で家計の收支が行われていたともみなされる。東京に在住ということもあつて、円建での経費算用は比較的早いとみれる。

更に「間金請払目安」の史料から検討しておこう。表4において、(一)は一八七二年、(二)は一八七四年に作成されたものである。一八七二年では金一万一〇〇八兩七合三匁三札四毛とあるのが、一八七四年では金一万一〇〇八兩七三錢三厘四毛となつて円錢厘勘定で一八七四年では調査されている。銀では一八七二年が一〇五七貫四四匁二分八厘とあり、これが「此金一五五五〇兩六合五勺一札一才」と兩建で換算されている。これが一八七四年では「六八替、代金一万五五五〇円六五錢一厘一毛」となつている。これからすると、一八七二年十月段階では間金目安では兩、貫の幕藩期の通貨体制にあつたのが、七四年には新貨単位の勘定になつてることが窺える。

表4 通貨単位の変化

| 明治5年10月 | 明治7年5月 |
|--|--|
| 正字小判 1枚 金11,008兩7合3勺3札4毛 銀1,057貫444匁2分8毛 此金15,550兩6合5勺1札1才 <small>(西)</small> 申7月 出納掛 | 正字小判 1枚 金11,008円73銭3厘4毛 銀1,057貫444匁2分8厘 此替代金15,550円65銭1厘1毛 戌5月 小野栄四郎 中嶋信昭 田中清輔 |

注、明治5年10月 = 「問金請払目安」(明五年申十月以後問金請払目安)。
明治7年5月 = 「問金請払目安」(明治四年未従十月同五年申九月迄問金請払高)。

(2) 旧蓮池藩主鍋島家

佐賀藩支藩蓮池藩の藩主であった蓮池鍋島家史料から検討しておこう。⁽⁶⁾
旧蓮池藩では藩札は発行されておらず、佐賀本藩札が流通していた。家計記録からみてみよう。

「壬申御家禄米之内売捌相成候代金凡目安」では

一米九千俵

此金老万〇九百五拾八両七合五勺

一同千俵

但右同老萬三朱八銀四匁替
此同千貳百四拾兩九合七勺五札

(後略)

とある。⁽⁷⁾家禄米の売捌きが兩建でなされている。一八七二年に作成された「明治四年末十月と同五年申五月九日迄凡目安」、「御造料金凡目安」、「金米請払目安」、「別段金請払目安」の内容では、いずれも兩、貫の金銀貨単位である。一八七二年は幕府の通貨体制にあることが窺える。また、一八七三年一月に作成された「銀米請払凡目安」では

一金貳拾五万九千五百五拾貳兩老合〇七札九才

一米九百五十八石

とあり、⁽⁸⁾兩建になっている。これからすると、一八七三年三月に藩札と新貨との交換が行われるまでは、旧藩体制の貨幣流通の状況にあったと解すること

とができよう。

「壬申十月中出納掛伺目安」と題するものには

一金式百四拾三両壹合四勺七札四才

右者上々様御道具之内東京御取寄ニ付田代十郎ニ而被差越候運賃

とあり兩建である。この種のもは一八七三年九月まで月々のものがあるが、いずれも兩目単位である。

蓮池藩は佐賀藩支藩であつたが、参勤交代を行い、廃藩置県後には藩主は東京に滞在していた。それだけに物品支出関係においては東京の影響下にあり、藩主家族の佐賀への帰国と上京などでの貨幣支出は東京と佐賀間の貨幣動向を反映するものがあつた。一八七三年以前が兩建であることは、円貨流通の体制が出現していないことを示していた。

蓮池家は旧藩期から金銭の貸付を行つていたが、これは明治期にも継続されていたが、それを記録している「金銀拝借帳」について検討しておこう。同帳は一八七二年十月改とあるが、内容においては一八八〇年ごろまで追加記帳されている。一八七三年二月には銀納と円納が記帳されている。(一)、(二)の内容である。⁽⁹⁾

(一) 正銀式百四十匁式分三厘

内

銀拾八匁 西二月納

差引

残銀式百貳拾貳匁式分三厘

朱書
「代金二円九拾七錢壹厘」

三割引ニズ

金武円三拾七銭九厘七毛

皆納 酉二月納

(二) 慶応二寅年拾七番年御帳 正銀貳百七拾五匁四分七厘

代金四兩卜五銭壹厘

内

金貳十五銭 酉二月納

差引

残金三円八十銭〇壹厘

内

入金三十銭 子一月

残金二円五十銭〇壹厘

内

金貳拾銭 寅二月納

残金三円三拾銭壹厘

三割引

金貳円三十一銭一厘

皆納 卯一月

(一) においては、一八七一年に正銀二四〇匁二分三厘が貸付けられ、これが七三年二月に銀一八匁が返納され、残

表5 銀・円支払の変動

| 年 | 件数 貨幣 | 件 数 | |
|--------|----------|------|-------|
| | | 銀錢支出 | 円 支 出 |
| 明治 6 年 | | 40件 | 41件 |
| 7 | | 6 | 5 |
| 8 | | | 2 |
| 9 | | | 14 |
| 10 | | | 5 |
| 11 | | | 16 |
| 12 | | | 21 |

注、「明治五年申十月改金銀拝借帳」。

銀二二二匁二分三厘が記帳されているが、朱書で「代金二円九拾七錢壹厘」と書き込まれている。七三年二月には銀建の記帳の形式である。(二)は慶応二年の貸付銀二七五匁四分七厘であるが、これを代金四兩五錢一厘と記し、次いで二五錢が一八七三年二月返納となっている。以後一八七六と七八年の返納は円単位で記帳されている。これからすると一八七三年二月は新貨での支払いであることが分かる。(一)、(二)からすると一八七三年二月には銀と円の両建であることが窺える。(一)、(二)に「西二月納」とある費目について、金、銀建の支払いか、新貨単位での支払いかを検討するために作成したのが表5である。

一八七三年は銀建と円建が併存している状況である。ところが七五年以降は銀匁での支払いはない。これよりすると旧通貨は一八七五年頃にはあまり流通しなくなっていたことを窺わせる。この点からして、一八七三、七四年が旧貨体制から新貨体制への転換期であったと解せられる。

金銀貸借関係で新貨体制への転換が一八七三年から始まることは、藩札と新貨との交換が行われたことが画期となったことを示している。藩札回収の意義の大きさが、ここにも出ているといえよう。

運池鍋島家の状況において、日常生活で東京と長崎からの運賃に関して、明治六年三月では、次のように両建である。⁽¹⁰⁾

証

金札五兩壹歩式朱
右之通槌受取申上候

但東京方御荷物式箇運賃并長崎方持貨分ニ御座候、以上

癸酉三月一日

稲田善五郎
使田中政吉

上

朱書

一右之通相渡候儀立会致存候、已上

〆金五両老部式朱

藩札の回収が行われる以前においては、藩制期の貨幣単位であったことの一端が出ている。

新貨の供給がないと、新貨単位で価格表示がなされにくい状況にあることが窺えるが、これが一八七三年以後では変化している。東京との関連における経費の計上がある史料では、次のようになって¹¹いる。

覚

一米五斗 但東京詰ニ付留元御合力一ヶ年之石之割ノ二月至三月迄式ヶ月分

(中略)

一金六円充 但一ヶ年恩扶御定渡

一同五円 但恩扶老ヶ年九両式分之内

一銀三拾六匁老分 但葉代老為ニ付銀老分五厘ツ、尤申十日迄日數式百四十二両分

一金式拾円 但小遣一ヶ年三拾六円之内

副島明郎 (朱印)

大木倫平渡

於津留

於知加

右式人渡

於津留

僕渡

手男

安太郎渡

於津留渡

一 銀百八拾七匁八厘
但御扶持米八斗式升五合代銀渡

一 金五拾錢
但天満宮并福荷社御祭り料金貳百足代

一 同貳拾五錢
但春道宮右同斷、金百足代

一 同五円
但吉浦村右同斷、金五兩代

一 同拾貳錢五厘

一 銀貳百七匁五分四厘
但東京之外、陸奥人足貨尤別紙聞

(中略)

殘米貳拾石六斗九升四合七勺七等

金五千三百五拾貳円四拾貳錢五厘四毛

銀七貫七百拾四匁六分六厘

此金百三円拾三錢七厘貳毛

合 金五千四百五拾五円五拾六錢貳厘六毛

米貳拾石六斗五升四合七勺七札

右金五千四百五拾五円五拾六錢貳厘六毛、

但西二月より同六月迄金米入切高二御座候、以上

寿 和 渡

西江民雄渡

右同人渡

朝日清郷渡

副嶋明良渡

横尾小助渡

犬塚昌徳

成富正順殿

鶴田 誠殿

成富信中殿

右金五千四百五拾五円五拾六銭貳厘六毛、米貳拾石六斗九升四合七勺七札相渡勘定相立候儀存候也

成富正順

鶴田 誠

成富信中

金貳千貳百六拾五円五拾六銭貳厘六毛
合
米貳拾石六斗九升四合七勺七札

明治六年

第九月

犬塚昌徳

殆んどが新貨単位になつてゐるが、なかには手男や人足の賃金として銀計算が行われている。円が基軸になつてゐることは総計から窺われる。円貨は五三三二円四二銭余が計上されているのに、銀貨では七貫余で、これを円換算すると一〇三円余にすぎない。この点からすると、蓮池鍋島家においても、一八七三年には家計は円建て收支が行われていたとみなされる。なお、ここでは銀価格は金一円に対して銀七四匁八分の割になつてゐる。政府決定の交換比価である。

政府は交換比価の決定において、県側が出した比価を認めず、東京大坂平均相場を用いることを指示した。交換は、この比価で行われたが、前記の銀価と交換の比価では、これが基準になつてゐたことが出ている。

明治七年戊五月の「於敏様其外御上京之節御道中御荷物才領勘定帳」はすべて新貨勘定である。

記

一金八拾錢 馬八疋

一同貳拾錢 人足五人

同壹円

右者從矢上江見迄

正ニ受取申候 已上

五月五日 会社 印

のように、勘定帳に含まれている領収証も新貨単位になっている。

東京上京の折の道中費が新貨単位になっていることは、旧藩主層が東京との関連などでいち早く新貨体制に組み込まれたことを示すものであろう。貨幣流通が一八七四年段階では新貨体制に轉換してきた状況がここにも出てくる。交通、金融などの分野では新貨体制への轉換が比較的早かったことを示すものと受けとれよう。

東京との関連では新貨体制への轉換がみられるが、佐賀では必ずしもそうでない。

蓮池家の家族が肥前藤津郡の武雄と嬉野への入湯に行った折の経費算用は次のようである。¹²⁾

覚

一銀貳百貳拾四匁四分

右者此表方武雄迄人足三人賃、尤右人前銀七拾四匁八分ツ、

一同貳百九拾九匁貳分

右者塩田方此表迄入足四人賃、尤右同断

(中略)

合銀壹貫七百貳拾貳匁三分六厘

残金貳拾三円〇貳錢六厘貳毛

右金貳拾三円貳錢六厘貳毛相渡御点合被差出可被下候、但於津留様為御入湯五月十五日方六月一日迄武雄并嬉野御越之砌、御往来御滞留中諸入費金高申乞儀ニ御座候、以上

六月

中嶋忠太

副嶋哲藏殿

犬塚新吾殿

右金貳拾三円貳錢六厘貳毛相渡勘定可被相立候、以上

副嶋明良

成富信中

成富正順

犬塚昌徳殿

金貳拾三円貳錢六厘貳毛

これは六月とあるが、一連の資料からして一八七三年六月である。人足賃は銀貨で計上されており、合銀一貫七二二匁三分六厘とあるが、これを二三円二錢六厘貳毛と新貨単位に換算している。ここで注目されるのは人足賃などが個別的支出では銀貨支払いであるのに、これが総括払いでは円建でなされていることである。旅においては銀支出、総括払いでは新貨単位のまとめなので、新貨が基軸になりつつあることが窺える。

庶民の日常生活ではまだ銀建が一八七四年十一月頃にも続いていたことは、蓮池家の家族が長崎まで旅行した折の経費を記した「蓮池ヨリ長崎迄御道筋勘定帳」と題する一八七四年五月の記録に出ている。肥前塩田郷での食事の領収証は次のように記されている。

覚

飯料 拾四人様合

代銀七拾目

右之通代銀髓ニ受取申上候、以上

戌十一月四日

塩田
庄兵衛

とあり、食事代は銀計算である。塩田郷では一八七四年十一月にも銀遣いが残っていることが出ている。

日常生活では銀価格がまだ七五年にも通用していたことは、新貨供給が十分でないことにもよるが、他方では新貨体制へは急に転換できないのが、庶民の日常生活であったということである。

幕藩期の価値尺度が基本になっている生活圏に急に新貨を導入しても、それが急速に流通するものでもない。新しい価値尺度による生活には外的な作用が必要であった。新貨と藩札の交換は、まさしくその役割を果たした。とりわけ藩札が基軸的役割を演じていた佐賀本支藩領域ではそうであった。しかし、一八七三年は過渡期の年であった。七三年の領収書には、次のようにある⁽¹³⁾。

(一) おほへ

一 銀貳欠 溝口紙壹帖

一 同三匁六分 柄杓式本

一 同壹匁貳分 水引甘筋

銀六匁八分

右之通正ニ受取申上候也

阿ら物屋

五月廿日

孫七

(二) 覚

一 銀貳百貳拾四匁四分

駕人足三人賃

右之通髓ニ受取申上候、以上

六月

中島忠太殿

新左衛門

(一)では柄杓、水引などの購入は銀、(二)の駕籠賃も銀で支出されている。七三年六月でも銀払いであったことが窺える。七三年でも銀支払いの状況にある。

一八七三年五月段階での日常生活費の購入は銀建であり、この時期にはまだ新貨体制になっていない。次の(一)、(二)は一八七三年の領収証である。領収証は支払われた貨幣の受け取りを示すものであるので、その記載内容から、どのような貨幣が使われたかを検討することができよう。

(一) 覚

一 白己ら 千三百貳拾把

代銀三拾九匁六分

右之通髓ニ受取申上候、以上

亥一月

上

伝七

(二) 覚

一手間但新御殿 貳拾七人

(中略)

〆瓦葺手間七拾貳人

老日雇二付拾九人ツ、

質銀壹貫三百拾八匁

〆日雇手間百拾貳人

老日雇十四人ツ、

質銀壹貫五百六拾八匁

右之通槌借取申上候、以上

亥一月

犬塚新吾様

彌^平助

(一)では裏代金で銀が支出されていることが出てくる。(二)は瓦葺の手間賃であるが、銀支出であり、一日当り手間賃も銀単位である。ここではまだ旧来の通貨体制にある。

蓮池鍋島家史料からすると、新貨体制への転換は一八七三、七四年であったとみれる。東京との関連では、諸支出が新貨単位になってきており、この分野での転換が比較的早い。また金銭貸付関係でも七三年時には新貨での返納もみられ、七四年にそれが多くなっていることは、七三、七四年が転換期であったことを示している。

日常生活関係では必ずしも転換は早くなく、むしろ幕藩期の通貨がまだ使われ、職人賃金単位もこれが用いられていた。藩札と新貨との交換が行われてたとしても、急速に価値尺度を転換さすものでないことがここに出てくる。新貨幣の供給量が価値基準を転換さすほど多くなかったことも原因であったが、日常生活では新しい価値観への変化がそれほど容易でないことにも帰因している。しかし、藩札が基本であっただけに、新貨と交換された以降に転換がみられることは、価値観の転換も政府によって他律的になされたことを示している。

(3) 旧白石邑主鍋島家

佐賀藩主鍋島氏の親類同格であった白石鍋島家の史料から検討しておこう。⁽¹⁵⁾

白石鍋島家の家計記録の中で一八七二年九月に記帳された「諸銀納出方目安帳」は、すべて銀建による費用の書き上げである。次のように記されている。

納

一 正銀百五捨貳貫貳百八捨六匁七分六毛

右者申正月元日御上京之節、御家祿銀其外今井一郎介納本文之員數有銀前

一同捨貳貫貳百四捨匁

右者未秋御家祿米百五捨石西牟田廉介江御貸附之内、納藏究直段石ニ付三兩六合ニメ

一同貳捨四貫四百八捨匁

右同人納百五捨石辻皆納右同

(後略)

とあり、各費用は銀建の記帳である。一八七二年九月までは銀建が基軸になっている。

新貨条例が出されても、新貨の下付がない一八七二年段階では、旧幕藩期の通貨体制にあるのは当然であるが、それも藩札と新貨との交換が行われた一八七三年四月以降になると様相が異なってくる。

「別段方利金取立帳」という史料があり、表6のようにまとめられる。一八七二年と七三年ではいずれも金または銀価格である。これが一八七四年になるとIのように円錢単位になったものと、IIのように銀価格で表示されるものになっている。しかしIIの場合でも円錢価格への換算は行われている。一八七四年においては借用人七四名のうち銀表示は二七名である。まだ三分の一は利息が銀納めである。この点からすると、一八七四年時においても

表 6 別段方支出内容

| 形態 | 人名 | 年月 | | |
|----|---------|--------------|-------------|--|
| | | 明治 5 年 11 月 | 明治 6 年 11 月 | 明治 7 年 11 月 |
| I | 吉 富 杵 助 | 正金 3 両 | 金 3 両 | 3 円 |
| | 諸嶋武左衛門 | 正金 3 両 | 金 3 両 | 3 円 |
| | 古 場 神 蔵 | 正金 3 両 | 金 3 両 | 3 円 |
| | | 正銀 234 匁 8 分 | 銀 234 匁 8 分 | 3 円 13 銭 8 厘 1 毛 |
| II | 山 田 伊 八 | 正銀 285 匁 6 分 | 銀 285 匁 6 分 | 銀 295 匁 6 分) = 7 円 78 銭 6 厘 // 290 匁 6 分) |
| | 中 嶋 多 男 | 正銀 22 匁 | 銀 20 匁 | 銀 20 匁 8 分 = 38 分 5 厘 |
| | | 正金 1 両 2 分 | | |

注、明治 5 年 = 「明治五年壬申十一月別段方利留年割取立帳」。

明治 6 年 = 「明治六年癸酉十一月別段方利留年割銀取立帳」。

明治 7 年 = 「戊子十一月別段方金立帳」。

利息関係では銀貨が扱われたことが知れる。ただ銀はいずれも円錢に換算されているので、帳簿作成においては、円錢価格で統一的な把握が目指されたとみなされる。給与、物品支払代金などの支出であるが、一八七四年にも銀支払がみられることは、新貨体制がまだこの年には確定せず、旧来の価格基準も通用していたことを示すものである。

一八七二年十月に作成された「御帰県中小払銀請払帳」より検討しておこう。「御膳方江賄」の費目では次のように書かれている。

一 銀四匁

右ハ塩老俵代

一 同五分

右ハとふ婦半丁

一 同貳匁

右ハとふ婦こんにやく代

とあり、銀匁単位である。この史料末尾には「帳内合銀貳貫〇六拾四匁貳分五厘」とあり、それに続いて「此金三捨両老先朱銀三匁」と円建の換算がなされている。明らかに銀建、円建の経費計上である。

一八七三年一月二十九日に作成された「申十一月酉一月二ヶ月御帰県中銀請払帳」の「御膳方江賄方」では次のようにある。

一 銀五匁

塩老俵代

一 同拾五匁 廿日 牛肉三斤

一 同拾匁 廿五日 牛肉二斤

とあり、同史料内はすべて銀建計算である。末尾においても「帳内合銀拾貫〇百六拾三匁五分七厘」とあり、此年には円換算はされていない。銀建の費用計上になっている。

一八七三年七月に作成された「酉第一月廿九日〆第二月一日迄東京御越方銀請払帳」には次のようにある。「東方御越方」では、

一 銀八拾四匁 第一月三十日 御持越之荒箱作用大工手間六日分、一日拾四匁ニ〆賃銀用

一 同八匁 同 右同断、四寸釘八十本、三寸九拾四本荒相打渡用

一 同五拾六匁八分 同 右同、七嶋表八枚代、壹枚ニ付七匁壹分ニ〆荷包用

とあり、銀建計算である。末尾においては「帳内合銀四貫七百五拾壹匁七分」とあるが「此金六拾三匁五拾貳錢五厘五毛」と添書されているが、これは同帳簿作成後の書き込みである。史料作成時には記帳されていなかったとみれる。これからすると、一八七三年一月段階では、銀建であったと解せられる。

旧佐賀藩領域においては、銀札が中軸であったことから、新貨との交換が行われない時期には、銀札価格が通用していたことは当然であるとしても、一八七三年一月段階でもそれであることは、旧佐賀藩領域では一八六九年に発行された金札は大きな役割を演じていなかったことを示し、銀体系にあったことを裏付けていた。

一八七三年六月十二日から作成され、翌七年七月までのことを記した「御留主方金米書出帳」で最も年月の古い項目には、次のように書かれている。

第九月一日
一金三匁五錢三厘九毛 戸副長井手代給料、嘉瀬川、多布施川、八田江浚方入費御出銅前

同廿七日
一同壹錢四厘 松原川浚方丸割合右同

一同七捨四銭九厘七毛 同四百 盆御祭ニ付御燈炉料本管渡

とあり、円単位の書式になっている。帳簿の末尾においても「二廉合金四百〇九円式拾四銭五厘五毛」とある。明らかにかに一八七三年十月からは新貨単位の費用書き上げになっている。

一八七四年四月に作成された「御帰県雜費金小払帳」には、次のようにある。

一 金式拾銭七厘五毛 壹月拾日 シンテレーイ拾弍式匁入瓶壹ツ代迄

一同貳拾五銭 同五百 新馬場道祖元町深川嘉一所迄人力車式挺質銀

一同壹円 同 御菓子其外代、八百屋椀十渡、各町井手御宿ニ付

とあり、円銭厘単位の費用計上である。末尾においても「帳内合金百七拾五月四拾五銭七厘貳毛」とあり、同じく新貨単位で総経費が書き上げられている。この点からすると、一八七四年時には新貨体制が固まった年とみなせよう。

一八七一年七、八、九月の「銀請払帳」、同年五月の「銀請払月目安帳」では、帳内の費用項目はすべて銀建で書かれ、末尾には合銀とこの円建への換算がなされている。

一方、一八七六年一月から七月まで、同年八月から十二月までのことを記した「御定金其外請払目安帳」では、すべて円単位での費用書き上げになっている。

以上のことからすると、一八七三年五月以降から翌七四年が銀建から円建への転換期であったことを窺わせる。藩札と新貨との交換が行われた一八七三年三月、四月が転期になったと解せられる。

白石鍋島家当主も在京していたが、佐賀留守方記録では在地の動きが中心に出ているが、それには一八七三年の藩札回収期以降に変化があったことが出ていた。

日常生活の支出状況を記した「銀米請払帳」から検討しておこう。

一八七一年九月四日から翌五年七月三日までの帳簿記載はすべて両、匁表示である。「茶代賄方」の費目での記述は左のようである。

一 銀三匁 九月二日

右者次茶用とふ婦売こんにやく代

一 同四匁五分 同日

右者塩壺俵代、但奈漬用

一 同六匁 三日

右者塩罎三斤代

一 同四匁五分 七日

右者塩壺俵代

と日常生活品の購入は銀で行われている。

一八七三年の帳簿は残っていないが、七四年についてみれば、かなり内容が異なっている。「金」とした費目では

一 金拾円 二月十日 原方請取

引合済

一 同式拾円 三月十五日 請銀

右者御留主方扱又源堀殿御出其外小払用

一 同三拾円 同三十日 請銀

右者御帰県方小払

とあるように、ここでは円表示になっている。しかし、同じ二月でも「小払」とした費目では、次のようである。

二月九日
一銀五匁五分 牛肉壹斤

金七錢四厘

(中略)

同日(二月十四日) 一同(銀)四匁 かん古路貳升

同日 一同金貳円

石井又太郎・鮎川源藏白石迄早飛脚ニ而罷越ニ付人力代取替

同日 一同貳匁四分 とふ婦貳丁

三錢貳厘四毛

(中略)

同日(二月十五日) 一同(銀)拾三匁 蠟壹斤

十七錢三厘七毛

同日 金壹円五錢 石田辰之助早追為白石罷越ニ付路費用

同日 一同壹円五十錢 諸方懸日雇賃

同日 一式匁 塩代

貳錢七厘

(後略)

ここでは銀と円での支出計上がなされている。日常生活品では銀、路賃や日雇賃などは円で支出されている。一八七四年二月には円で支出も計上されるようになっていたが、同書では、支出三六回のうち円支出は三回のみである。これよりすると、円建での体制にはまだなっていない。しかし、銀支出の中でも、それを円に換算しており、円建が進行しつつあることが窺われる。同じ帳簿で「御衣装方」の費目では

一 第三月廿五日 円二十八錢三厘
金式拾壹兩壹分、銀式匁四分五厘

右者絹結城嶋御綿入壹ツ、同御袴壹具、御襦半壹ツ賣揚ニメ高前

一 第四月六日
同五用 引合濟

右者筒袖御綿入御裏扱又フラ子り御縮半代として仕立屋貞七取替高

一 同十一日
同式拾五錢

右者五日帯御袴壹懸代、但紺縮緬御筒袖用

一 金式十五錢
銀拾八匁七分

右者裏付御袴仕立質

一 同 三十七錢五厘
式拾八匁五厘

右者結城嶋御綿入仕立質

(後略)

とある。衣類の綿入や仕立に関する経費であるが、円建と匁建になっている。まだ円建に必ずしも統一されていない。しかし、円建で経費を把握をしようとしていることは、匁建の場合も円建で換算していることや、費目合計を「メ金三拾円七拾五錢三厘五毛」と円建でまとめていることに出ている。日常品の購入などは銀建になっていることは、まだこれら物品価格が銀匁価格であったことを示すものである。しかし、帳簿の費目総計などが円建になっていることは、円錢厘の貨幣単位で思考する状況になりつつあることを反映しているとみれよう。一八七四年段階では旧藩貨幣制と新貨体制の併存期であるが、次第に新貨体制に統一化されつつある時期とみなすことができよう。この点からすると、一八七三年から七四年が一つの画期をなすとみなせる。

表7 旧御山方役日記金銭関係記述

(明治8年)

| 年月日 | 事項 | 事 | 項 |
|----------|--------|--|---|
| 旧暦 1月7日 | | 長浜蠟場売方 貳斤懸取, 代銭壹貫六百文 | |
| 8年 1月28日 | | 松之助, 清之允参り, 昨年より望いたし代金八兩三步二枚売ル 内金貳両懸銭之事 | |
| | 2月8日 | 源左衛門銀納之内, 金拾五兩遣ス | |
| | 19日 | 牛代残金貳兩次郎へ相渡ス | |
| | 3月7日 | 藁貳百三拾貳抱売ル, 代銅銭壹貫文 | |
| | 27日 | 助四郎方 桃灯持参旅賃銅銭八拾文遣ス | |
| | 28日 | おさん方 塩貳俵銭俵ニ付七十七文之由 | |
| | 4月16日 | 炭貳俵繁蔵方 求, 代銅銭百十文 | |
| | 5月7日 | 伊万里ノ者方 油壺升代壹貫三十文ニ枚買 | |
| | 7月21日 | 所々へ米壹俵半, 代金三兩壹歩貳朱ニ枚売ル | |
| | 26日 | 葉代壹貫八百六文遣ス | |
| | 8月16日 | しゅ路皮八十五枚代銭壹貫百九十文ニ枚求ル | |
| | 19日 | 五嶋表十枚求ル, 代壹円拾五銭 | |
| | 9月3日 | 米貳俵売ル, 代金四兩貳歩貳朱 | |
| | 7日 | さとへ米壹俵売ル, 代金貳兩壹歩壹朱 | |
| | 23日 | 白木綿壹反代金壹朱貳歩ニ枚 | |
| | 10月13日 | 八百作方 かます拾三ツ, 代銅銭百文 | |
| | 27日 | 志け崎畠廿七歩八次郎を以相談いたし候処, 代貳兩貳朱ニ枚所替いたし呉候 | |
| | 11月9日 | 米之助講金貳円相渡ス | |
| | 16日 | 肴代貳拾五銭勇蔵へ相渡ス | |
| | 12月23日 | 平釜・間釜・破釜・小破釜 四ツ修理, 六拾銭渡ス | |

注, 「日記」より作成。

異なっている。同年の金
じであるが、やや趣きが
明治八年も基本的に同

二ツ仕立賃錢五百八拾文
遣ス」とあり、新貨単位
になつていない。
明治七年もほぼ同じで
あり、十月十六日に「其

貨単位である。
候」とあるように、すべ
て金銭関係は幕藩期の通
一日に「善右衛門、置場
質金五兩源七持参いたし

明治六年は十二月三十
めたA家の「日記」から
検討してみよう。
旧佐賀藩御山方役を勤

史料上の検討

2 旧御山方役家

表 8 旧御山方役日記金銭関係記述内記

(明治 9 年)

| 年月日 | 事項 | 事 | 項 |
|--------------|----|--------------------------------------|---|
| 9 年 2 月 14 日 | | 藁六拾七抱売ル、代銭壹貫七百文取 | |
| 3 月 12 日 | | 鎌代拾三銭大場鍛冶へ相渡ス | |
| 14 日 | | 里村油売方壹升買拾七銭ニメ求ル | |
| 24 日 | | 東分田地市次郎相談ニ付、代金六拾五円ニメ所望いたし候様如何可然哉内談候事 | |
| 26 日 | | 田地之内三拾五円庄次郎持参いたし受取 | |
| 5 月 20 日 | | 米貳俵売ル、代金貳円九十五銭ニメ | |
| 閏 5 月 4 日 | | 鶏貳羽拾五銭六厘ニメ求ル | |
| 5 日 | | 肴売岩吉方塩小鯛八ツ代金拾五銭八厘ニメ求ル | |
| 22 日 | | しゅ路皮買入として倉吉へ金貳拾五銭八厘 | |
| 6 月 1 日 | | 庄次郎、東分、地代金五円持参ニ付罷出 | |
| 22 日 | | 牛壹疋代金四円五拾銭ニメ求ル | |
| 7 月 17 日 | | 倉之助へ鋤代壹貫五百五十文遣ス | |
| 9 月 25 日 | | 長浜蠟屋よ里貳斤拾六銭ニメ懸取 | |
| 10 月 6 日 | | 東介地代金拾円庄次郎方受取 | |
| 21 日 | | 小魚六ツ代金四拾五銭ニメ平右衛門方求ル | |
| 24 日 | | 国太郎借用筋ニ付金拾四円持参ニ付、庄次郎参り酒食出ス | |
| 11 月 13 日 | | 糸代壹円四拾銭遣ス | |

注、「日記」より作成。

錢関係が記述されるものを示すと、表 7 のようである。幕藩期の通貨単位であるが、八月以降になると円単位での記述が出てくる。八月十九日に「五嶋表十枚求ル、代金円拾五銭」とあり、円単位になっている。十一月以降は円単位である。

明治九年はほぼ円単位になっている。表 8 のようである。二月十四日に「藁六拾七抱売ル、代銭壹貫七百文取」とあり、銭で買文単位である。七月十七日にも「倉之助へ鋤代壹貫五百五十文遣ス」とあり、これも買文単位である。しかし、明治九年では、この二件しかない。他はいずれも円単位である。明治九年は新貨体制が確定していると思われる。

以上からすると、「日記」では、明治八年十月までは幕藩期の通貨が使われ

表9 領收書上の変化

| 年月日 | 額 | 返済期間 |
|-----------|---------------------|-------|
| 明治2年4月28日 | 3両3錢 | 当9月限 |
| 2年3月 | 55兩 | 当10月限 |
| 2年12月 | 辛子31俵半 代銀8貫32匁5分 | 4月限 |
| 2年1月 | 正金16兩1分2朱 | 当3月限 |
| 5年6月20日 | 銀130匁 | 当中7月中 |
| 5年1月23日 | 正金25兩 | 未 |
| 6年1月26日 | 正金20兩 | 当2月限 |
| 7年6月 | 金30円 | 当7月限 |
| 7年9月 | 金933円90錢6厘 | |
| 7年7月25日 | 金1,000円 | 8月限 |
| 7年6月5日 | 金10兩 | 11月限 |
| 8年4月4日 | 金100円 | 当12月限 |
| 7年7月5日 | 正金200円 | 当9月 |
| 7年10月 | 金250円 | 当10月 |
| 7年10月15日 | 金15円 | 当11月 |
| 7年6月 | 金50円 | |
| 7年5月3日 | 金150円 | |
| 7年1月22日 | 金1,400円 | |
| 7年1月12日 | 金100円(代金入金分) | |
| 7年4月10日 | 100円(柳川種子500俵代) | |
| 8年6月 | 9円75錢(屋敷形28錢6厘長俵代) | |

注、「借用証」より作成。

ていたことが窺える。しかし、同年十一月以降は円単位になり、明治九年は新貨の使用体制になつてみるとみることができると。

明治八年十一月頃が転期であることは、一厘から五錢未満の小數貨幣の新貨との交換が行われた以降に転換がなされたことに由来するものであろう。

3 商家史料上の検討

(1) 弥富家

幕末期には酒造業を営み、金融活動も行い、かなりの土地も集積した弥富家の史料から検討してみよう。

表9は弥富家の貸付金関係の史料で、借用年月日が記入されているものについてまとめたものである。明治二年から五年までは、借用証は両建てでなされている。

弥富家の貸付状況を反映した借用証で、借用金額の表示は、明治六年一月までは両銀建てであることは注目すべきことであろう。藩札

と新貨との交換直前においては、円錢厘の通貨単位は形成されていない。事例が余り多くないが、表9からすれば、明治七年以降が新貨価格での記載になっていることは窺えるであろう。借用証関係では、いち早く新貨体制に取組まれたとみれる。これが明治七年であることは、藩札の回収が大きな作用を及ぼしたとみれるであろう。

貨幣貸付においても、一八七五年九月には円建での貸付である。次のようになっている。

利田伝八

亥九月
公債証書抵当
一金四十円

九月ヨリ十一月迄三ヶ月分
利金壹円四十五銭

亥十二月元
金四十円

十一月ヨリ四月迄五ヶ月分
利金貳円四十銭

元利金四十式円四十銭
子五月五日納

(中略)

楨 又 六

亥八月
一同五十円

同月ヨリ子一月迄六ヶ月分
利金三円

元利金五十三円 子二月二日皆納

公債証書を抵当にしており、元利ともに円錢単位である。利息計算も円錢になっていることは、七五年時には新貨体制が基軸であることを示すものであろう。

一八七五年はほぼ新貨が価値尺度の基本となり、流通手段や支払手段としても基軸になっていることが、ここでも出ている。

表10 大福帳記帳内容

| 帳簿区分 | 年 | 明治5年 | 明治6年 | 明治7年 | | |
|------|--------|----------|-------|----------|-------|-----------|
| ① | 1月15日 | 入800両 | 1月2日 | ③ | 1月13日 | 100円 |
| | | 16日 | | | 出200匁 | 15日 |
| | 24日 | 入22両 | | | 16日 | 30円 |
| | 22日 | 出40両 | | | 17日 | 480円20銭 |
| | 12月25日 | 113両7合2均 | | | 17日 | 107両2歩 |
| | | 230両 | 1月23日 | | 22日 | 125円 |
| | | 11両3歩 | | | | 50円 |
| | 26日 | 1貫20匁 | 24日 | | | 50円 |
| | 27日 | 出5両 | ② | | 4月15日 | 453円12銭5厘 |
| | | 出10匁 | | | 6月21日 | 銀180匁 |
| | | 出285匁 | 10月6日 | 金6両 | | |
| | 31日 | 出43両 | 10日 | 金3両 | | |
| | | 出3両 | 12日 | 銀160匁 | | |
| | | 出30両 | | 金1両 | | |
| | | 出7貫目 | 13日 | 銀240匁 | | |
| | | 入84両 | 14日 | 銀370匁 | | |
| | | 入90両 | 11月5日 | 金30両 | | |
| | | 入5両 | | 金335両 | | |
| | | | | 金237両85金 | | |
| | | | 11日 | 金50両 | | |

注①=「出入帳」(明治五年正月吉日)。

②=「大福万控」(明治五壬申正月十日)。

③=「大福帳」(明治七年一月十一日)。

次に大福帳から検討しておこう。

表10は一八七二、七三、七四年についてまとめたものである。七二年は貨幣の出入が一月から十二月にかけて出入の日ごとに記帳されているが、七三年十月、十一月、七四年一月、四月は表にあるものしか記されていない。それゆえ若干不備を伴うが、一応の検討はできる。

一八七二年は支出されたり入金されたりしている貨幣単位は、両と貫匁である。両、銀建が基軸になっている。この状況は七三年においても変わっておらず、両と匁である。これが七四年一月になると円建になっている。七四年一月からが円建であることは、新年になり円に統一して記帳するようになったとみなされる。七四年には円単位で把握しようとしたと解せられる。

大福帳においても、七三年が転換期で

あつたことが出てゐる。新貨と藩札の交換の意義が、この面からも窺うことができるであろう。

一八七四年一月から七五年五月までの出入を記した「舩金貸方出入帳」について検討しておこう。
明治七年一月二十九日については、次のように記されている。

川崎や善右衛門
先後屋留次郎

一 金七百円
戌二月廿九日

右利足月壹部半ノ三月限、引当二分金六百五捨兩、白金百兩、預り金部等差出ス

右者月
利足拾兩五合

元利ノ金七百捨兩五合

右戌二月七日受取ニ成ル

とあり、円単位であるが、利息は兩単位計算である。一兩が一円とされていたので、兩単位であつても、ここでは円建計算であるとみなすことができる。これは二月七日には、次のようになってゐることからも窺われる。

川崎や善右衛門
藍屋 五平

一 正金貳千六百三捨五円
戌二月七日

右利足月壹分半ニノ四月限、引当大判壹枚、慶長小判捨四枚、小判貳百五捨枚、姫小判貳百枚、二分金千百

兩、新式朱金百六捨兩、御預り置候

戌四月迄
利足金百捨八円五捨七錢五厘

元利ノ金千七百五捨三円五捨七錢五厘

表11 領收証での単位

| 年 月 | 額 |
|----------|----------------------|
| 明治2年3月 | 正100兩 |
| 2年4月 | 正金3,000兩 |
| 3年5月 | (金札1,000兩 金預200兩) |
| 3年8月 | 正銀30貫333匁3分4厘 |
| 3年12月 | 金60兩 |
| 3年6月 | 金150兩 |
| 3年6月 | 正金20兩 |
| 3年7月 | 正金17兩 |
| 5年 | 金5兩 |
| 6年10月23日 | 金10円 |
| 7年9月 | 金95円 |
| 7年10月11日 | 金100円 |
| 7年9月6日 | 金30円 |
| 7年1月 | 金30円 |
| 8年2月20日 | 金109円37銭5厘 |
| 8年3月27日 | 金230円 |
| 9年11月12日 | 金25円 |
| 9年2月13日 | 300円 |
| 9年2月14日 | 295円 |
| 9年2月10日 | 5円 |

注、「領收証」より作成。

と、すべて円建で記入されている。以後はすべて円建表示である。舩金関係では一八七四年一月にはすでに円建になつてゐることが知れる。

舩金貸方で利息計算が七四年初期には新貨単位になつてゐることは、金銭貸借では新貨体制への転換が比較的早くなされたことを示すものである。日常生活では旧貨での取引が七四年時にも度々みられることから、貨幣制度の転換は、金融面などが比較的対応が速みやかであつたと解することができる。政府の財政基盤の形成も金融関係にあつたとみれる。

(2) 武 富 家

幕末期に佐賀藩用達を勤めた武富家の史料から検討しておこ⁽¹⁸⁾う。

年月が記されている領收証についてみると、表11のようである。一八七二年までは兩、貫匁単位である。これが七三年十月には円単位となり、以後円単位である。領收証での金額は小額でないのに、高額取引に伴うものであることが窺えるが、取引関係では七三年十月以降は円建の取引になつてゐることを反映した内容である。

高額取引関係では七三年十月以降が新貨基準になりつつあることが出てい

表12 石掛金上納内訳

| 大区 | 小区 | 村名 | 上納年月 | 額 | | | | | | 上納人数 | | | | |
|----|----|------|------|-----|-----|---|---|----|---|------|----|----|---|-----|
| | | | | 銀 | | | 兩 | | | | 円 | | | |
| | | | | 貫 | 匁 | 分 | 毛 | 兩 | 歩 | 朱 | 円 | 銭 | 厘 | |
| 4 | 1 | 高太郎 | 6年7月 | 235 | 7 | 7 | | | | | | | | |
| 〃 | 2 | | 6 7 | 386 | 3 | 3 | | | | | | | | |
| 〃 | 3 | 黒井村 | 6 12 | 488 | 2 | 5 | | | | | | | | |
| 5 | | 田手村 | 6 7 | | | | | | | | 35 | 33 | 1 | |
| 7 | 1 | 福富村 | | 3 | 9 | 6 | 6 | | | | | | | 29 |
| 〃 | 2 | 徳富村 | 6 | 105 | 5 | | | | | | | | | 26 |
| 〃 | 2 | 大堂村 | | 83 | 8 | | | | | | | | | 19 |
| 〃 | 2 | 山領村 | | 172 | 5 | 6 | | | | | | | | 27 |
| 〃 | 2 | 為重村 | 6 11 | 542 | 4 | 7 | | | | | | | | 38 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 〃 | 53 | 4 | 7 | | | | | | | | 31 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 〃 | 20 | 9 | 8 | | | | | | | | 18 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 〃 | 5 | 5 | | | | | | | | | 5 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 〃 | 10 | 5 | | | | | | | | | 4 |
| 8 | 1 | | 6 3 | 9 | 668 | 2 | | 15 | 1 | 2 | | | | 184 |
| 〃 | 2 | 今宿 | | 7 | 618 | 8 | 9 | 1 | 2 | 7 | | | | 88 |
| 9 | 1 | | 6 2 | 1 | 691 | 5 | 2 | 5 | 3 | 2 | | | | |
| 〃 | 2 | | 6 3 | 9 | 668 | 2 | | 15 | | | 3 | 13 | 4 | |
| 11 | 2 | 金立村 | 6 3 | 1 | 811 | 8 | 5 | | | | | | | |
| 〃 | 2 | 千布村 | | 314 | | | | | | | | | | 48 |
| 14 | 2 | 鹿子村 | | | | | | | | | 2 | 65 | 3 | |
| 21 | 1 | 高木村 | 6 2 | 341 | 1 | | | | | | | | | 32 |
| 〃 | 1 | 東高木村 | 6 2 | 167 | 4 | 9 | | | | | | | | 68 |

注、「区中石掛献納名書貫之」(明治6年2月)より作成。

るが、ここにも新貨と藩札の交換後に変化がみられる。新貨体制への転換は交換が画期になっている。

武富家は大阪や長崎などの取引も多かったことから、新貨体制への対応が比較的早くなされたとみれる。七三年後半期が領収証からして転換期になっているが、それは交換の意義を裏付けるものであろう。

4 造営関係史料上の検討

一八七一年一月十八日に逝去した鍋島直正を祀るためのお宮の工事が行われたが、その折の経費関係書類から検討しておこう。

表12は造営費用の献納金を、

明治初期の藩札整理と新貨体制確立期についての一考察

表13 諸支払内訳

| 年月 | 品名 | 額 | | | | | |
|----|----|------------|-----|-----|-----|----|----|
| | | 銀 | 円 | | | | |
| 年 | 月 | 貫 | 分 | 毛 | 円 | 銭 | 厘 |
| 6 | 6 | 紙, 油 | 43 | 7 | | | |
| 〃 | 〃 | 土器, 数の子 | 123 | 2 | | | |
| 〃 | 〃 | 桧 | | | 83 | 50 | |
| 6 | 11 | 桧 | 15 | 224 | 8 | | |
| 〃 | 〃 | 楠 | | | 34 | | |
| 〃 | 〃 | 紙 | 339 | 9 | 5 | | |
| 〃 | 〃 | 楠 | | | 6 | | |
| 〃 | 〃 | 砂利 | 2 | 367 | | | |
| 〃 | 〃 | 帯 | | | 250 | 3 | 2 |
| 〃 | 〃 | 屋根瓦 | | | 21 | 86 | 9 |
| 〃 | 〃 | 竹針 | 200 | | | | |
| 〃 | 〃 | 金針 | 8 | 86 | | | |
| 〃 | 〃 | 白布 | 3 | 937 | 5 | | |
| 〃 | 〃 | 左官質 (396人) | | | 69 | 22 | 3 |
| 〃 | 〃 | 五寸針 | 1 | 496 | | 47 | 58 |
| 〃 | 〃 | 桧 | | | 83 | 4 | 7 |
| 〃 | 〃 | 机 | 3 | 625 | 5 | | |
| 〃 | 〃 | ふとん | | | 8 | 70 | |
| 〃 | 〃 | 桧板 | | | 50 | | |
| 〃 | 〃 | 写真 | | | | 55 | |
| 〃 | 〃 | 石工 (180人) | | | 37 | 41 | 2 |
| 7 | 4 | 日雇質 (125人) | | | 231 | 50 | 2 |
| 〃 | 〃 | 石工 | | | 1 | 8 | |

注、「諸色代金渡方帳」(明治5年申從11月同7年6月迄)より作成。

銀、両、円別にみたものである。土族と卒の家禄に掛けられ、村ごとにとまとめて上納されているが、銀での上納が主である。一八七三年二、三月は藩札と新貨との交換が終っていない時期なので、銀納が基軸であることは当然としても、同年十一月でも銀納であることは、銀での調達が基本であったことを示している。家禄一石につき銀一匁上納が基準になっていたように、銀での上納が主になったとみさせるが、これは銀価がこの種の献納では基本であったことを示している。

一方、諸物品や賃金の支払いでは円銭厘のものが多くなっている。表13のようである。紙、油、釘など物品代、左官や石工の賃金支払であるが、銀貨よりも新貨の方の支払いが多い。左官、石工などの職人賃金はいずれも新貨での支払いになっている。

賃金支払いが円単位で行われるようになるのは、七三年

表14 諸職人着到帳

(明治5年11月)

| | 計 算 期 日 | 就労人数 | 賃 金 | |
|-------------|-----------------|---------|------------|------------------------|
| | | | 銀 | 円 |
| 大 工 | 明治6年1月3日～1月10日 | 大工 299人 | 4貫282匁8分5厘 | 475円23銭6厘 604円72銭5厘 |
| | 1月11日～1月23日 | 231人 | 3貫303匁3分 | |
| | 1月23日～2月2日 | 248人 | 3貫552匁1分2厘 | |
| | 2月3日～7月24日 | 2,488人 | | |
| | 11月18日～7年10月8日 | 3,475人 | | |
| 木 挽 | 5年11月2日～6年2月10日 | 95人 | 1貫428匁9分1厘 | 94円4銭7厘 67銭7厘 |
| | 6年2月11日～2月19日 | 17人 | 214匁7分9厘 | |
| | 2月22日～3月1日 | 31人 | 464匁8分8厘 | |
| | 3月2日～6月20日 | 472人 | | |
| | 12月26日～12月29日 | 3人 | | |
| 石 工 | 明治6年1月22日～7月1日 | 1,355人 | | 269円83銭4厘 |
| 川 船 差 | 明治6年2月21日～2月24日 | 14艘運賃 | 204匁 | |
| | 6年7月19日 | 9艘 " | 315匁 | |
| | 明治6年2月27日～3月4日 | 54艘 | 1貫108匁 | |

注、「諸職人着到帳」より作成。

後半以降である。職人への賃金支払いを記している「諸職人着到帳」をまとめれば、表14のようである。

大工、木挽、石工、川船差の賃金であるが、一八七三年三月初旬まではいずれも銀価での支払いである。大工についてみれば七三年二月二日までは銀支出である。これが二月三日から七月二十四日まで二四八八人の賃金として四七五円二三銭六厘が計上されている。七三年七月二十四日以後の支払いなので、七月末以降は新貨での支払になっている。木挽については、三月一日までは銀価による支払いであるが、三月二日から六月二十日までは円価での賃金支出になっている。一方、石工の場合一月二十二日から七月一日までの賃金も円価で計上されている。川船差は三月四日までなので銀支出である。

職人賃金は七三年七月以降は円建での支払いになっているが、諸物品代の支払いでは、七三年十一月も銀と円銀厘で行われている。このことから七三年後半期は円建が進行しつつある中で、まだ銀貨が支払手段としての役割を帯びていた状況にあったとみれる。

造営費用は、新貨と藩札の交換以前に徴収され、石掛

銀として集められたことから銀価格であるが、諸支出では交換後なので新貨単位が基本になりつつある。職人賃金は棟梁や親方に一括して支払われていることから、新貨での支払いになつているとしても、職人への実際の支払いが新貨であつたとは限らないが、一括支払いが新貨であることは、新貨体制がこの面でも促進されることを意味する。職人賃金基準の新貨単位への切り換えも進められる。一括支払いはその作用を推進する役割を果たす。新貨体制への転換は、このような形態で進んでいたと解せられ、それは上からの進展ということを意味する。

注(1) 「永代御貸附簿」明治五年。

(2) 「仮金銀出納帳」明治五年。

(3) 「為拜金現金納」明治七年。

(4) 「問金請払目安」明治七年。

(5) 「司庫金銀出納總計目安」明治六年。

(6) 蓮池藩は表高五万二千〇〇石余、地米高二万一千七百三斗三升四合(大小配分石高帳)で、神埼、佐賀、杵島、松浦、藤津の五郡内に領地があつた。蓮池鍋島家は藩創立以来蓮池藩領を領有していた。

(7) 「申五月東仕向目安」。

(8) 「東京仕向目安」明治五年。

(9) 「金銀拝借帳」明治五年申十月改。

(10) 「諸代金受取証文」(仮題)。

(11) 同。

(12) 同。

(13) 同。

(14) 同。

(15) 白石鍋島家は佐賀藩初代藩主鍋島勝茂の八男直弘に由来し、地米高九〇〇五石六斗八升一合(大小配分石高帳)で、養父、三根、神埼、佐嘉の各郡内に所領を有した。

(16) 「御山方」は幕末期には殖産興業の役方として運用された。久米邦武『鍋島直正公伝』(大正九年)第四編二八八、三六六

一六八頁参照。

(17) 弥富家については、小宮睦之「農村政策の基調と展開」(藤野保編『続佐賀藩の総合研究』吉川弘文館 一九八六年所収)参照。

(18) 武富家は幕末期に佐賀藩御用達を勤め、とりわけ石炭、米などの海上運輸に従事し、佐賀藩の代品方の活躍の一端を担った。

(19) 鍋島直正の葬儀が東京で行われ、麻布に埋葬されたため、佐賀での分葬となり、佐賀の松原神社に鍋島直正を祠る社殿を建立することになった。久米邦武、前掲書第六編五九四―六二四頁参照。

5 娯楽興業木戸銭史料上の検討

佐賀本藩旧城下町においては、廃藩置県後に浄瑠璃、人形芝居、歌舞妓芝居、祭文、芝居などの各種の興業が行われるようになったが、一八七五年では、これら興業家屋の賃貸金や入場金はすべて円銭厘単位になっており、庶民の生活も新貨体制になっていることがわかる。

興業場の貸借契約書では、次のように書かれている。⁽¹⁾

記

紺屋町寄場晴天三田金壹円五捨銭ニシテ貸シ借り相違無之候、仍テ一札如件

明治八年七月十三日

第一大区一小区紺屋町住
飛田幸左衛門(黒印)
同大小区寺町住
田中作市(黒印)

と寄場の貸借証が作成された折の貸借料は円建で記入されている。入場金について、⁽²⁾

木戸銭

一本札 壹枚

金四銭

一小札 壹枚

金三銭

以上

とあり、銭単位になっている。

諸興業願の中の書状の一例であるが、他のものもすべて新貨単位で記されている。入場金が銭厘単位になっていることは、新貨体制が庶民生活の中にも確定してきているのを示すものであろう。

注(1) 「諸興業書類」明治八年六月以降。

(2) 同。

(二) 旧唐津藩領域について

旧庄屋文書上の検討

唐津藩は銭札を発行していた。この銭札が日常生活でどの程度の役割を演じていたかは、今の所明らかでないが、庶民生活で藩札が用いられていたことは、唐津藩相知村庄屋の記録からも窺われる。

唐津藩は譜代藩であったことから、佐賀藩などとはかなり異なっていた。唐津藩領は銭札であったが、近隣の外様大名領が銀札では一般的であったことからすれば、一つの特徴をなしていた。銭札が用いられた要因は、目下の所明らかでないが、銭貨が庶民生活で基本であったことは、職人手間賃や各種経費史料から窺える。銀建てでなかったことから、政府の銀目廃止政策にも大した影響を受けることはなかった。このような状況にあった旧唐津藩領域の新貨体制への転換をみておこう。

一八七〇年十二月での小払帳の内容を示すと次のようである。

外右衛門

(一) 一錢貳百八十八文

此札四匁

(二)

一錢七百貳文

八月廿六日
午辰

一円三百六文

九月四日
同断

一円四百三十貳文

九月十三日
午辰

〆 壹貫五百四十貳文

山札廿壹匁

錢價格で記されており、「此札四匁」とあるように藩札での支払いである。まだ明治三年の折には幕藩期の貨幣単位であることが出ている。

一八六九年の銀目廃止によって、銀貨圏は混乱を生じたが、唐津藩は錢貨が基本であったので、それほど大きな影響は受けなかったとみれる。この点からすると新貨体制への転換も旧佐賀藩領域よりも早く進められる状況にあったとみれる。明治六年二月にはすでに新貨単位での計算が行われている。同じ相知村庄屋の記録には次のようである。

上平野村

一井須総繕卷ヶ所

長四間
横三間

此人足五拾人

中井手
一同巻ヶ所

長五間
横二間

(中略)

右寄

井須式ヶ所

此人足三十七人

此金五円五拾五銭

但巻人ニ付
十五銭

用水清浚式ヶ所

此人足六拾式人

此金九円三拾銭

但同断

井樋修理に関する記録であるが、「一人ニ付十五銭」とあるように、基準単位が新貨になっている。明治六年二月とすれば、旧佐賀藩領域に比べて新貨単位になっているのが早い。石炭関係の記録でも明治六年二月には新貨単位での記載がみられる。次のようなものがある。⁽³⁾

一切貨

二銭五百四十四文

但百斤ニ付
永六十八文

一柱木

但百斤ニ付
永五文

同銭七十文

(中略)

一石炭拾八万五千五百斤

辛未五月と同十二月迄

此代金三百八拾九円五拾五銭

石炭一八万五五〇〇斤の代金が三八九円五五銭と書かれている。新貨単位での代金算定である。しかし、ここで留意すべきは切賃や柱木の費用が旧藩期の丁銭で記されていることであり、一般的には丁銭がまだ基本であることを窺せる内容にある。これからすれば、明治六年二月には新貨体制はまだ定まっていな^(↓)いとみれる。過渡期であったと思われる。次の史料には、それが出ている。

唐津藩は殖産資金として藩札を用いた。藩札を貸付けて産業を振興し、産物を藩に集中する仕組をとったが、それに関する資金の返納をめぐ^(↓)つての史料では、次のように記されている。

右之内

切符三百拾三貫九百六拾七匁分八厘

(中略)

ノ切符八百九貫九百五拾三匁九分三厘

代金六千七百四拾九円六拾匁銭六厘

差引

残金匁万七千七拾三円八拾五銭匁厘三毛

此内

金貳千五百兩

右者当節現金則納可申上候

同匁万貳千兩

右者拾五ヶ年賦ニノ匁ヶ年金八百兩同断返納可申上候

同五百三拾七円四拾七銭

(後略)

切符とあるのは藩札であるが、この藩札額に対する新貨額が算定されている。「差引」の部分では、残金が円銭厘で記されているのに、上納分の一部は両で書かれている。金一両が一円であったので、両と記したものである。⁽⁵⁾

唐津旧紙方御貸附金返納振再願之事

元唐津紙仕組ニ付而御旧藩方従前御貸附金返納調書詳細申上候様被仰達奉畏候、右御貸附金之儀諸仕組營業多年御貸居銀ニ而數百名ニ相跨其内ニ候死亡潰切等多分有之候条、御返納振別紙目安書之通被仰付被下度奉願上候、何卒願之通御聞段被成下度深重奉願上候、以上

西三月

紙方諸元
前田虎之助

惣代
松尾貞吉
糸山文平

佐賀参事石井邦猷殿

同権参事笠 貞継殿

目 安

一切符八百七拾九貫六百拾貳匁五分

右者権代紙澁貨ニ当質、去ニル暮前貸附相成候分

(中略)

切符貳氏八百五拾八貫八百拾九匁六分八厘

此金貳万三千八百貳拾三圓四拾九錢七厘三毛

とあるが、これは兩、貫、匁などの旧貨單位が通用していたことを示すものでもある。一八七五年以降には、このような記述はあまりみられないので、転換期の事態を現わすものとして受け取れよう。

一八七四年においても旧藩期の貨幣單位で処理されていたことは、戸長、副戸長などの給与や営繕関係費の書き上げに現われている。次のようである。⁶⁾

一 米拾貳石六斗四升四合 副戸長給費

一 同七石五斗 手代給

一 貳石八升九合 戸長給

一 米貳貳石貳斗二升三合

代九貫七百廿六匁九分四毛 依而三貫二分五厘

一金九円十毫錢五厘 県庁営繕事替口扱所入費

一同壹円四十一錢九厘 廿九大区小使并相知陸運会社状持質

一 金十円五十四錢四厘

此札卷貫貳百六十五匁六分八厘

戸長、副戸長、手代の給与は米で渡されているが、これを総計したものを錢價格に換算している。また県庁営繕費や陸運会社への支払いは新貨單位で記されているのを総計においては錢札價格にこれを換算している。錢札が価値尺度の役割をまだ演じている状態ともとれる内容である。このようなことは、同じく七四年の貢租関係のものにもみられる。次のようなのである。⁷⁾

嘉左衛門祖

取分

石代過

一金六十八錢三厘 久 作

一同四錢八厘 金 四郎

一同八円廿一錢四厘 次左衛門

(中略)

一同廿六錢六厘 好 助

∠金十一円九十四錢二厘

繼方過

一札三十式匁三分三厘 好 助

六ヶ年賦過

一札拾匁貳分五厘 又兵衛

一同五十三匁七分四厘 与 平

(中略)

一同五匁三分四厘 宇次郎

∠三百三十三匁三分四厘

今札三百六十五匁六分七厘

此金三円四錢七厘

∠金十四円九十八錢九厘

石代納や紙方納金及び六ヶ年賦で支払いすぎの分についてのものであるが、石代納はすべて新貨単位でまとめられている。これに対して紙方分では錢札単位、六ヶ年賦も同じである。これらの錢札の総額を新貨に換算している。これからして、まだ錢札勘定が残っていることが窺われる。

旧唐津藩領域においても、藩札と新貨との交換以後に価格単位の変化がみられる。この点からすると旧佐賀本支藩領域と異ならない。しかし、新貨と藩札の交換以前に円単位での費目計算が行われていることは、佐賀藩領域よりも新貨体制への転換が早いことを示している。ただ旧唐津藩領域でも新貨と藩札の交換が新貨体制への転換では決定的であった。

日常生活においては、旧唐津藩領域においても七四年時にも幕藩期の価格が残っていた。日常慣行の新しい価値体系への転換が容易でないことを示しているが、新貨幣の供給が増えると、これも変化してゆく、七五年の押印札の回収などがそれを促進させている。

注(1) 「午暮小払帳」明治三年(佐賀県東松浦郡相知町立図書館蔵、以下の史料は同館蔵)。

(2) 「癸酉年普請取調根帳」明治六年二月。

(3) 「石炭坑調書上」明治六年癸酉二月。

(4) 「唐津旧紙方御貸附金返納再願之方」。

(5) 同。

(6) 「戸副長給費其外分課帳」明治七年。

(7) 「癸酉公租石代紙方過不足差引」明治七年九月。

六 むすびにかえて

押印札の新貨との交換の状況と新貨体制確立問題について検討してきた。

押印札は一厘以上五銭未満の小額のものであったが、鑄造が間に合わなかったことからとられたものであるが、押印額で流通していた。この押印札が新貨と交換されたことは、名実ともに新貨体制が整ったことを示す。旧佐賀藩領では九六七万枚余りの押印札が回収されたが、それは藩札が佐賀藩では基軸通貨であったことから、まさしく貨幣制度としては画期的な転換であった。

藩札は押印札の回収によって基本的には流通しなくなったが、これは新貨が価値尺度として確定したことを示すものであった。

藩札が基本であった旧佐賀藩領域は、藩札が新貨と交換され、新貨が貨幣として機能するようになったことから、まさしく統一政権に実質的にも包摂されたことを意味する。幕藩期には、幕府貨幣が流通していても、それが基本でなくて、藩札がむしろ中心であったことは、貨幣の面では統一体制とは異なる作用を果たしていた。貨幣による割拠制であった。ところが、藩札が回収され、新貨が基本となったことは、まさしく統一体制への包摂である。藩札の役割が強かった地域では画期的な変化であった。

藩札の回収と新貨の流通は、新貨が価値尺度となることだったが、円、銭、厘が価値尺度として確定する状況について考察した。旧佐賀藩領や唐津藩領でも新貨単位で価格が設定されるのはいずれも藩札の回収がなされた以後である。これは新貨発行が整ったことに由来するが、新貨流通が藩札の交換や買い上げによって促進されたことを示す。

新貨体制への転換では旧領主層や商人層が早かった。佐賀以外との対応からくるものであった。地域社会の日常

生活においては、旧貨幣価格が使われ、まだ価値尺度としての機能を果たしていた。日常生活では旧来の貨幣単位が使われていた。しかし、これも明治八年にはあまり見られなくなる。この点からすると、明治六年四月から明治七年末ごろまでが転換期であった。大福帳などでは、旧価格表示であっても、それを新貨に換算していることは、新貨が価値尺度として機能してきたことを反映したものであった。このような換算も明治八年の帳簿などにはあまりみられず、円単位での記帳となる。これも藩札回収後の現象であることから、人々の意識も藩札を新貨と交換したことよって変化していったとみれる。

諸物品の価格が新貨で表示されるにつれて、職人などの賃金も新貨単位に転換してゆく。新貨しか流通しなくなったことが大きく影響している。人々の意識の転換は、統一政権の存在を明確化させるものであった。幣制改革は中央政府の欠かせない課題であったが、佐賀地域においては、明治七、八年ごろにほぼ確定したとみれる。地租改正の歴史的前提として新貨体制の確立は重要な意義をもつものであった。